
女川町国土強靱化地域計画



令和3年12月

女川町

目 次

第 1 章 基本的な考え方

1	策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	1
3	計画期間	1
4	本計画の対象想定災害	1

第 2 章 脆弱性評価

1	脆弱性評価の考え方	2
2	基本目標	2
3	事前に備えるべき目標	2
4	起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)	3
5	施策分野の設定	4
6	脆弱性評価の結果	5

第 3 章 国土強靱化施策の推進方針

1	施策分野別推進方針	6
2	施策分野別指標	22

第 4 章 計画の推進

25

第一章 基本的な考え方

1 策定の趣旨

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、マグニチュード 9.0 を観測した巨大地震が大津波を引き起こし、本町において 800 余名の人命を奪い、約 7 割の家屋が流出するなど町全域に甚大な被害をもたらした。

本町を含む牡鹿半島全域が 1 m 沈下する地殻変動によって海水面が上昇し、主要道路はがれきや冠水によって分断され町が孤立、行政機能の喪失や初動時の情報不足、燃料の不足など、未曾有の事態が生じ、人命の救出・救助や災害時医療、生活再建等において、極めて困難な状況に直面した。

また、近年は、これまで経験したことのない豪雨が幾度も来襲し、震災によって脆弱となった地盤崩壊による土砂災害や高潮位冠水による主要幹線の通行止めなどが常態化しており、シビアアクシデント発生時の対応が危惧されている。

国においては、平成 25 年 12 月、大規模自然災害に備えて必要な事前防災及び減災その他迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施するため、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）が公布・施行され、平成 26 年 6 月には、基本法に基づき、国土強靱化に関する国の計画等の指針となるべきものとして「国土強靱化計画」が策定された。また、基本法においては、「都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画を定めることができる」とされた。

本町では、既に、東日本大震災の経験と教訓を踏まえて各分野の各種計画等の見直しを進め、大規模自然災害に備えた事前防災及び減災に係る対策を進めてきたところであるが、さらに強靱な地域づくりに向けて、平時から隣接市町や県と連携しながら広域的な取組を持続的に展開するため、基本法に基づく女川町国土強靱化地域計画を策定するものである。

2 計画の位置づけ

この計画は、基本法第 13 条に基づく国土強靱化地域計画として、「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」の策定手順等に従って策定したものであり、国土強靱化に係る指針となるものである。

3 計画期間

本計画の対象期間は、令和 3 年度(2021 年度)から令和 6 年度(2024 年度)までの 4 年間とする。

4 本計画の対象想定災害

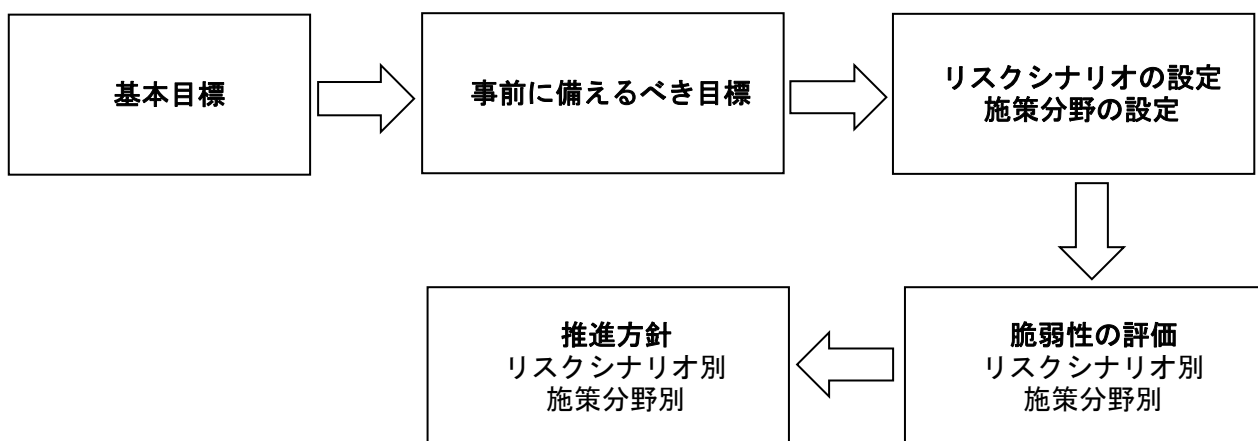
この計画の対象は、過去に発生した大規模自然災害による発生状況を踏まえて、ひとたび発生すれば甚大な被害が広範囲に及ぶ大規模自然災害とする。

第2章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

大規模自然災害に対する脆弱性の評価を行うことは、国土強靱化に関する施策を策定し、実施していく上で必要なプロセスであり、国の国土強靱化基本計画においても脆弱性評価を基に施策ごとの推進方針が示されている。

本計画においても、国が実施した脆弱性評価手法を踏まえて評価を行った。



2 基本目標

国土強靱化の理念に鑑み、次の4点を基本目標とする。

- (1) 人命の保護が最大限に図られる
- (2) 町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- (3) 住民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- (4) 迅速な復旧復興

3 事前に備えるべき目標

基本目標を達成するため、次の8点を「事前に備えるべき目標」とする。

- (1) 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
- (2) 大規模自然災害発生直後でも救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）
- (3) 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
- (4) 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する
- (5) 大規模自然災害発生直後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない
- (6) 大規模自然災害発生直後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、

上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

- (7) 制御不能な二次災害を発生させない
- (8) 大規模自然災害発生直後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

4 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

「事前に備えるべき目標」を妨げる事態として、「国土強靱化基本計画」における45の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を基本として、過去の大規模自然災害や地域特性を踏まえ、25の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定した。

基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)
1 人命の保護が最大限図られる	1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1 地震による住宅・建築物等の倒壊や火災による死傷者の発生
		1-2 広域にわたる大規模津波等による多数の死者・行方不明者の発生
		1-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地集落等の浸水
		1-4 大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態
2 町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される	2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる (それがなされない場合の必要な対応を含む)	2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
3 住民の財産及び公共施設に係る被害の最小化	2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる (それがなされない場合の必要な対応を含む)	2-3 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食糧等の供給不足
		2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルート途絶による医療機能の麻痺
4 迅速な復旧復興	2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる (それがなされない場合の必要な対応を含む)	2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生
		3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
		3-1 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

	4	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1	情報伝達の不備や停止等による被害の拡大
	5	大規模自然災害発生直後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業活動の低下
			5-2	コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
			5-3	基幹的交通ネットワーク(陸上、海上、航空)の機能停止
			5-4	食糧等の安定供給の停滞
	6	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止
			6-2	上下水道等の長期間にわたる機能停止
			6-3	地域交通ネットワークが分断する事態
	7	制御不能な二次災害を発生させない	7-1	ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生
			7-2	有害物質の大規模拡散・流出
			7-3	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
	8	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
			8-2	復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足により大幅に遅れる事態
			8-3	地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
			8-4	被災者に対する十分な住宅対策や健康支援策が講じられず、生活再建が著しく遅れる事態

5 施策分野の設定

「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するために必要な国土強靱化に関する施策分野については、国の国土強靱化基本計画における施策分野を参考に、本町の実情を踏まえ、8の個別施策分野と2の横断的施策分野を設定した。

【個別施策分野】

- (1) 行政機能
- (2) 住宅・都市
- (3) 保健医療福祉
- (4) 環境
- (5) 産業
- (6) 交通・物流
- (7) 町土保全
- (8) 土地利用

【横断的施策分野】

- (9) 老朽化対策
- (10) リスクコミュニケーション

6 脆弱性評価の結果

「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」別の脆弱性評価結果は資料編の別紙1、施策分野別の脆弱性評価結果は資料編の別紙2のとおりである。

第3章 国土強靱化施策の推進方針

第2章における脆弱性評価の結果を踏まえ、本町における国土強靱化に向けた施策分野別の推進方針は、次のとおりである。

なお、起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）別の推進方針は、資料編の別紙3のとおりである。

1 施策分野別推進方針

個別施策分野

(1) 行政機能

①業務継続性の確保

【業務継続性の確保】

- 地震発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、BCP（業務継続計画）の策定等により、業務継続性の確保を図る。
- BCP（業務継続計画）及びi-BCP（情報システムに係る業務継続計画）の定期的な見直しや訓練を行い、自然災害に対する業務継続性の実効性を高めていく。
- 職員に対して、大規模自然災害が発生した場合にBCP（業務継続計画）に基づいた必要不可欠な業務が行えるよう訓練を実施する。訓練は、感染症拡大防止対策を踏まえたものとする。
- 県及び防災関係機関と連携し、災害時における緊急情報連絡を確保するため、無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携の確保を図るとともに、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化を推進する。
- 商用電源の供給停止に備えて、非常用電源装置を整備するとともに、燃料の確保が困難な場合を考慮し、非常用の燃料確保に努める。また、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術を基に耐震性のある堅固な場所への設置等に努める。
- 県と連携し、大規模停電や計画停電を想定し、応急活動の拠点となる施設などへの太陽光発電その他の再生可能エネルギー等の導入を推進する。

【総合防災情報システムの機能拡充】

- 「宮城県総合防災情報システム(MIDORI)」を運用し、地震、津波、風水害等の自然災害における情報を迅速かつ的確に伝達する。
- 非常時・災害時における防災・避難体制の構築に向けて、情報通信回線の冗長化や伝達手段の多様化・高速化を図るなど、確実な防災情報の伝達に向けて各種防災情報システ

ムの運用を行う。

【地域住民等に対する通信手段の整備】

- 県と連携し、災害発生時の被災状況や問題発生状況を幅広く迅速に把握するため、衛星携帯電話、衛星通信、電子メール、防災行政無線等の通信手段を活用し、民間企業、報道機関、地域住民等からの情報等の多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。
- 災害時の情報伝達手段として、防災行政無線のみならず、Lアラート（災害情報共有システム）を介し、メディアの活用を図るほか、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、衛星携帯電話、データ放送、ツイッターなどのソーシャルメディア及び各種ボランティアの協力等を含めたあらゆる情報伝達手段の活用について検討し、災害時における多様な通信連絡手段の整備・充実に努める。

②体制整備

- 大規模地震災害時には、その業務量と時間的制約等により、被災地の地方公共団体等だけの災害応急対策の実施が困難となる場合があることから、迅速かつ的確な防災対策を実施するに当たって、被災していない地域の機関等の協力が必要となるため、他の地方公共団体等との広域応援体制の整備充実に努める。応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な地震災害による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体等との間の協定締結も考慮するとともに、多種・多様な団体との災害時の応援協定の締結を推進する。
- 協定に基づく応援体制の実効性を確保するため、平時においては大規模災害時の具体的な応援等に係る情報交換を行うとともに、必要に応じて各種訓練の実施に努める。
- 複合災害時に備え、現地への関係職員の派遣及び資機材の搬送等の手段を複数準備するとともに、平時から防災関係機関相互の連携（要員、装備、資機材等に関する広域応援）について協議する。
- 様々な複合災害を想定した訓練やシミュレーションを行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。また、地域特性に応じて発生の可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実働訓練の実施に努める。
- 大規模災害時に迅速かつ的確に災害応急活動を実施し、住民を災害から守るための活動を推進する。

③復旧活動

【啓開活動】

- 道路管理者は、発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要の人員、資機材等の確保について民間団体等との協定等を締結する。また、道路管理者は、道路啓開等を迅速に行うため、協議会の設置等による道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案する。

【危険度判定等】

- 被災した建築物及び宅地に対し、余震などによる二次災害の防止を目的として、その安全性を判定する危険度判定の早期実施に努め、危険度判定作業にあたっては、県と連携しボランティア等の協力を仰ぐ。
- 大規模な土砂災害が発生した場合、町の砂防担当職員のみでは二次災害の防止に対して迅速かつ十分な対応は不可能であることから、県との連携を図り、二次災害の防止に努める。

【防災協定締結団体との連携等】

- 大規模災害が発生した場合、公共土木施設の応急復旧のため、防災協定締結団体による緊急調査やパトロール及び建設資機材や労力の提供等の対応が迅速に行われるよう、平時から防災協定締結団体と連携を図る。

【災害廃棄物等への対応】

- 大規模災害発生時に備え、平時から災害廃棄物の仮置き場の選定や分別方法をはじめとした適正な処理や再資源化・再使用のルートを確保するための取組に対する指導助言を行う。
- 一般廃棄物の処理施設や再資源化施設について、循環型社会形成推進交付金制度を有効に活用して計画的に整備できるよう県へ要望する。
- 一般廃棄物処理基本計画や循環型社会形成推進地域計画等を策定するに当たり、県に対し広域的な見地や東日本大震災の経験に基づいた技術的助言等を要請し、本町の計画策定を図る。

④被災者支援

【支援物資等への対応】

- 大規模な地震が発生した場合の被害を想定し、あらかじめ、必要とされる食料（米穀、野菜、果実、乳製品等）について調達体制を整備し、これらの供給確保に努める。
- 応急生活物資を供給するため、あらかじめ、宮城県生活協同組合連合会など関係業界と協議し、「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定」の締結を県に要望し、供給範囲や供給手順をルール化するなど物資調達のための体制を整備する。また、災害救助法が適応される大規模な地震が発生した場合の被害を想定し、調達先との連絡方法、物資の輸送方法等について、十分調整する。
- 物流体制の整備を行うとともに、あらかじめ、災害時の物資拠点の確保に関する協定を締結するなど災害時物資拠点を確保する。
- 災害の規模等に鑑み、被災市町村が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を迅速かつ確実に届けられるよう、物資の要請・調達・輸送体制など、供給の仕組みの整備を図る。また、平時より、トラック協会などと合同で、情報伝達図上訓練や物流実動訓練を実施する。

【住宅対策】

- 大規模災害時において、応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の整備が可能な公用地等を把握し、(一社)プレハブ建築協会との「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」に基づく応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の整備確保のため、同協会の建設能力の把握に努めるほか、災害の規模により、地元企業の活用による応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の整備確保を行う。
- 災害公営住宅の整備に関し、整備が可能な公用地等を把握し、人員・資材の確保を含め速やかに対応する。

【被災者支援策】

- 災害時に速やかに支援活動ができるように、災害時要支援者名簿の整備や個別計画を策定するとともに、速やかに災害ボランティアセンターを立ち上げられるよう行政や関係団体と協働してボランティアコーディネーターの養成、ボランティア受け入れ拠点の整備等を行う。

(2) 住宅・都市

①建築物の耐震化等

【住宅の耐震化等】

- 昭和56年5月以前の旧耐震基準で建築された住宅について、新耐震基準への適合性を確認する耐震診断や適合しない住宅の耐震性を向上する耐震改修を促進するため、耐震診断・耐震改修の必要性について、多様な手段により、普及啓発を行うとともに、住宅等(ブロック塀除却等含む)の耐震化を促進するため、住宅・建築物安全ストック形成事業等を推進する。
- 高齢者のみの住宅や障害者等が同居する住宅をはじめ、避難場所・避難道路・緊急輸送道路等に沿った住宅について、耐震改修の促進を図る。
- 耐震診断・耐震改修の促進を図るため、優先的に耐震化を促進するエリアの設定や、対象木造戸建て住宅の台帳を整備し、普及啓発に活用するとともに、耐震化の状況把握を行う。
- 大規模な造成宅地の情報については、県及び関係市町の窓口で閲覧できるよう整備し、広く周知を図る。

【多数の者が利用する建築物の耐震化等】

- 防災上重要な施設の耐震化を優先する等、防災対策上の重要度・緊急度を踏まえて、計画的に全施設を耐震化することを目標とする。
- 民間建築物については、耐震診断・耐震改修の必要性に関して、多様な手段により普及啓発を行う。
- 不特定多数の人々が利用する特殊建築物、建築設備等の定期調査の実施とその調査結果の報告について、通知等により所有者等への周知を図るとともに、防災避難に関して特

に危険性のある建築物に対し、改善指導を行う。

②ライフラインの耐震化等

【エネルギー関連施設の耐震化等】

- 各施設の被害を最小限に食い止めるための耐震性の強化、液状化対策、拠点の分散、代替施設の確保及び系統の多重化等を進めるなど、大規模自然災害による被害軽減のための諸施策を実施する。
- 東日本大震災における燃料不足の教訓を踏まえ、災害対応活動や生活への影響を軽減できるように、関連業界団体と連携した燃料供給体制の構築に努める。
- 平時から、再エネ・省エネ設備・機器の導入促進を通じて、建物（住宅、事務所）における化石資源の消費量の削減を推進し、地域に根ざした再エネ等の導入と持続的利用や環境と防災に配慮したエコタウンの形成、エコモビリティを促進する。また、災害時に自立・分散型エネルギーシステムとして期待される水素をエネルギー源とする燃料電池などの導入を促進する。

【上水道等の耐震化】

- 強靱な水道施設を構築するため、送配水施設及び配水池等基幹施設等の耐震化やバックアップ施設の整備を図る。また、安定した供給と経営を継続して行くため、施設の長寿命化を図りながら、更新時期を迎えた施設については、将来の需要に対応した施設のダウンサイジング（縮小化）を検討した上で、アセットマネジメント（資産管理）の手法を活用して、計画的な更新を行う。
- 水道施設の計画的な老朽化対策を実施するとともに、国庫補助事業等を効果的に活用した耐震化対策を推進する。

【下水道等の耐震化】

- 災害時において、雨水の速やかな排水と公衆衛生環境の悪化等を防止するため、下水道施設の耐震化を推進し、管理施設の多重化や拠点の分散等を検討する。
- 東日本大震災で甚大な被害を受けた北上川下流東部流域下水道処理場について、再度の災害を防止する観点から、電気設備等の施設配置や重要施設の水密化などを図り、処理機能が容易に失われず、被災しても代替の対応や早期の機能回復が可能となるよう管理者である県及び石巻市と連携しながら対策を講じる。
- 下水道施設（汚水及び雨水）に求められる信頼性と効率性を確保するための長寿命化計画に基づき、改築更新を進める。
- 町設置浄化槽施設について、施設の耐震化及び被災時の早期復旧が可能となるよう対策を講ずるとともに、機能診断及び最適整備構想の策定、適時・適切な修繕又は更新などの長寿命化を図る。

【道路基盤の整備等】

- 道路管理者は、発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について民間団体等との協定等を締結する。また、道路管理者は、道路

啓開等を迅速に行うため、協議会の設置等による道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案する。

- 地震直後の道路網断絶による避難行動や初動活動の阻害を防ぐため、防災点検及び橋梁点検等で対応が必要とされた箇所について、緊急輸送道路や緊急性が高い箇所から順次、落石危険箇所の防災対策や橋梁の耐震化を実施する。
- 災害時の孤立化を防ぐため、主要道路の動線確保について、拡幅や崩落防止措置を講じるとともに、国県道については管理者である県に対し大震災後の環境の変化に対応した強靱な道路整備を要望する。

【公園の長寿命化等】

- 災害時に避難所となる公園については、定期点検、調査を実施し、部材の損傷・劣化状態を目視・触診・動作確認等により施設の長寿命化を図る。日常点検において、管理水準を下回るような激しい劣化や損傷が発見された施設については、使用禁止とし早期の修繕・更新を行う。老朽化した遊具の更新においては、利用者ニーズを把握し、施設更新を行う。
- 指定管理者を指定した場合、管理状況を把握し、指定管理者への指導助言を行い、施設の安全性を確保するとともに長寿命化対策を図る。
- 沿岸部に位置する公園においては、速やかに高台へ避難することができるよう、誘導サインを設置し、防災無線や広報車両で速やかな避難を呼びかける。

(3) 保健医療福祉

【医療施設の体制整備】

- 災害医療コーディネーターの研修やDMAT（災害派遣医療チーム）研修、災害対応研修会等の各種研修を行い、人材の育成を図る。

【医療提供体制の構築】

- 医療機関のBCP（業務継続計画）・防災マニュアルの作成を推進する。
医師会や地域医療情報センターと連携し、災害時の医療機関相互の情報網を整備していく。
- ICTを活用した、病院、診療所、福祉施設、在宅介護事業者等の連携強化・情報共有の促進により、安心して医療が受けられる体制を構築し、また、情報のリアルタイム化の促進による救急搬送時間の短縮を図る。

【保健対策】

- 災害時やその後の心身の健康についての相談ができる窓口を必要に応じ設置する。
- 震災等に伴う児童生徒の心のケアに迅速かつ適切に対応できる体制の整備を推進する。
- 大学や職能団体とも連携を図りながら、スクールカウンセラー等の専門職の確保や人材の育成を図る。

【福祉対策】

- 「宮城県避難行動要支援者等に対する支援ガイドライン」や国の取組方針について周知する。
- 災害時要支援者名簿の整備や個別計画を策定する。
- 施設ごとの状況に応じた防災対策マニュアルを作成し、各施設の防災体制の構築を図る。
- 居住施設等の防火や耐震性能の向上を支援する。
- 東日本大震災の経験を踏まえ、ガイドラインやマニュアルの策定及び見直し、研修や訓練の実施、関係団体との協定締結など平時からの体制整備に取り組む。
- 高齢者や障害等のある人の視点に立った地域内の避難経路などの把握に努め、災害時要支援者が迅速かつ確実に避難できるような態勢を地域で構築できるよう支援する。

(4) 環境

【大気環境の保全】

- 工場及び事業場に対して、ばい煙発生施設の適正な維持管理、自主測定等を指導する。
- 大気環境の常時監視を継続して実施するとともに、大気測定局の適正配置を検討し、監視体制の整備を図る。

【水資源の確保】

- 生活用水及び工業用水の水使用の合理化、下水処理水の再利用等により水需要を抑制し、河川における水源としての量的負荷を軽減するとともに、地下水の適切な利用、河川水の段階的利用等により、豊富な河川水量を確保する。
- 水源池及び配水池の適切な管理により生活用水の安定確保に努めるとともに、断水となった際には旧簡易水道取水地等を活用し、また、トラック団体と協定を締結し水輸送の協力を要請し生活用水の供給を行う。

【災害廃棄物等への対応】

- 大規模災害発生時に備え、平時から災害廃棄物の仮置き場の選定や分別方法を始めた適正な処理や再資源化・再使用のルートを確保するための取組に対する助言指導を行う。
- 一般廃棄物の処理施設や再資源化施設について、循環型社会形成推進交付金制度を有効に活用して計画的に整備できるようにする。
- 県に対して技術的助言等を要請し、一般廃棄物処理基本計画や循環型社会形成推進地域計画等を策定する。
- 耐火建築物等で使用されているアスベスト建材から粉じん飛散等を防ぐため「災害時における石綿飛散防止に係る取扱マニュアル（平成24年5月環境省）」に基づく解体方法等を周知する。

【衛星対策】

- 災害時において、感染症予防のため健康調査・指導を行い、感染症の発生状況の把握に努めるほか、避難所等におけるトイレ等の衛生管理、消毒及び手洗い等感染症発生予防

のための指導を行う。また、感染症対策薬剤等の調達が困難な時は、県や国に要請するほか、感染症発生時には、疫学調査を実施し、感染拡大の防止に努める。

- 災害時において、津波汚泥の堆積や水産加工施設から発生する廃棄物等により、悪臭、害虫の発生など衛生上の課題が生じうることから、防疫活動に万全を期すよう、十分に留意する
- 県内市町村や他都道府県の火葬場を活用した広域火葬を実施する体制の確保等を進める。

【毒物・劇物対策】

- 災害時に毒物・劇物が散乱しないように、平時から当該施設責任者に対し、施設ごとに危害防止規定を作成するよう指導するとともに、当該施設を有する事業者に対し、広域的に対処するため、県毒劇物協会の下に組織化するよう働きかける。
- 毒物の安全性の確保のため、毒物等を所掌する販売業者、製造業者及び取扱業者に対して、関係機関・団体と協力して指導を行い、警察は取締りを行う。
- 災害時は、散乱した毒物・劇物の状況把握や回収及び二次災害に対する注意喚起を早急に行うよう、体制の整備を図るとともに、県毒劇物協会において災害対策用連絡網及び支援体制（中和剤、防毒器具）を確立できるように支援する。

【汚水処理対策】

- 東日本大震災で甚大な被害を受けた下水道流末処理場について、再度の災害を防止する観点から、電気設備等の施設配置や重要施設の水密化などを図り、処理機能が容易に失われず、被災しても代替の対応や早期の機能回復が可能となるよう管理者である県と連携し対策を講じる。
- 流域下水道管理施設に求められる信頼性と効率性を確保するための長寿命化計画に基づき、改築更新を進めていく。
- 町設置浄化槽について、被災時の早期復旧が可能となるよう対策を講ずるとともに、管理委託先と連携して適時・適切な修繕又は更新などの長寿命化を図る。

(5) 産業

①農林水産業への対応

【森林整備等】

- 山地に起因する災害から住民の生命・財産の保全を図り、くらしの安全性を確保するため、山腹崩壊危険地、はげ山移行地などの荒廃危険山地に、土留工、落石防止策等の治山施設を設置するとともに、保安林等森林の持つ防災機能を維持強化させるため、森林の整備を効果的に実施する。
- 森林の荒廃による被害の拡大を防ぐため、野生生物の生息環境又は生育環境が人間活動で分断及び孤立化されないよう、自然環境の保全に配慮した開発行為への適切な誘導及び新たな保全地域の指定によって、森林等の連続性を保つ回廊を構築し、多様な生態系を様々な形で連続させる生態系ネットワークの形成を図り、生態系を活用した防災・減

災を推進する。

【水産関連施設の整備等】

- 水産業の復旧・復興のため、水産業団体の被災施設の再建整備に対する支援を行う。
- 町が所管する第1種13漁港については、利用者が安全に使用できる環境整備を行うとともに、県管理の第3種女川漁港については、県と連携して安全管理に努める。

②企業活動の継続

【企業のBCP策定促進】

- 平成27年3月に県が保険会社及び県内4つの商工団体と締結した「宮城県における企業のBCP策定等支援に関する協定」に基づき、協定締結機関と連携しながら、「みやぎ企業BCP策定ガイドライン」等を活用し、企業への一層の普及を図るとともに、企業のBCP（業務継続計画）策定状況等を把握し、今後の施策に反映させる。

【産業施設の防災対策の推進】

- 各施設の被害を最小限に食い止めるための耐震性の強化、液状化対策、拠点の分散、代替施設の確保及び系統の多重化等を進めるなど、大規模自然災害による被害軽減のための諸施策を実施する。
- 東日本大震災における燃料不足の教訓を踏まえ、災害対応活動や住民生活への影響を軽減できるように、県及び関連業界団体と連携した燃料供給体制の構築に努める。
- 平時から、再エネ・省エネ設備・機器の導入促進を通じて、建物（住宅、事務所）における化石資源の消費量の削減を推進し、地域に根ざした再エネ等の導入と持続的利用や環境と防災に配慮したエコタウンの形成、エコモビリティを促進する。

【ブロードバンド環境の整備等】

- 国庫補助事業を活用し、ブロードバンド環境の整備を図る。
- 解消が必要な不感地域が把握された場合には、県と連携して携帯電話事業者に不感解消を働きかけるとともに、国庫補助事業を活用し、円滑な事業運営を図る。

⑥ 交通・物流

①交通基盤の維持等

【道路基盤の整備等】

- 主要幹線道路における橋梁の耐震化・長寿命化、離島・半島部道路の整備、交通安全施設の整備及び多重防御による津波対策を推進する。また、地域間連携を進めるため、広域交通ネットワークによる多様な移動経路や移動手段を確保し、災害に強い交通ネットワークの再構築を図る。
- 地震直後の道路網断絶による避難行動や初動活動の障害を防ぐため、防災点検及び橋梁点検等に対応が必要とされた箇所について、緊急輸送道路や緊急性が高い箇所から順次、落石危険箇所の防災対策や橋梁の耐震化を実施する。

- 重要な生活道路について、幅員狭あい区間などの改良を行い、交通の安全性及び円滑性を確保する。また、津波被災地の防災集団移転地と既存集落を結ぶアクセス道路を整備する。
- 災害時に交通途絶から集落が孤立することを防止するため、危険箇所や橋等に対する予防対策を推進するとともに、地域住民に危険箇所を周知する。
- 災害が発生した場合は、県と連携して防災広報無線及びウェブによる道路交通情報の提供を行う。
- 道路管理者は、発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について民間団体との協定等を締結する。また、道路管理者は、道路啓開等を迅速に行うため、協議会の設置等による道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案する。
- 迂回路として活用できる林道等について、幅員、通行可能荷重等の情報を道路管理者間で共有する。

【港湾の整備等】

- 港湾計画に基づいた大規模地震対策施設の整備を促進し、港湾BCP（業務継続計画）等に基づく定期的な訓練を実施する。
- 港湾機能の強化と物流機能の効率化を図るため、港湾整備を促進する。
- 津波予報発表時において、港湾管理者である県と遠隔操作による水門閉鎖などの情報を消防機関と共有し、周辺利用者の安全確保に努める。

【公共交通の確保】

- 鉄道事業者の防災対策に協力する。
- 多様な移動経路や移動手段を確保するため、バス・離島航路への支援を行い、地域の実情に応じた持続可能な公共交通の維持を図る。

②災害時の物流対策

- 大規模な災害が発生した場合の被害を想定し、あらかじめ、必要とされる食料（米穀、野菜、果実、乳製品等）について調達体制を整備し、これらの供給確保に努める。
- 応急生活物資を供給するため、あらかじめ、関係業界と協議し、「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定」等を締結し、供給範囲や供給手順をルール化するなど物資調達のための体制を整備する。また、災害救助法が適応される大規模な地震が発生した場合の被害を想定し、調達先との連絡方法、物資の輸送方法等について、十分調整する。
- 大規模災害時に迅速かつ的確に災害応急活動を実施し、住民を災害から守るための活動を推進する。
- 物流体制の整備を行うとともに、あらかじめ、災害時の物資拠点の確保に関する協定を締結し、災害時物資拠点を確保する。

- 災害の規模に鑑み、被災市町村が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を迅速かつ的確に届けられるよう、物資の要請・調達・輸送体制など、供給の仕組みの整備を図る。また、平時より、トラック協会などと合同で、情報伝達図上訓練や物流実動訓練を実施する。
- 配分作業が円滑にできるよう、関係機関と調整の上、事前に支援物資等の保管先等を確保する。支援物資等の募集が必要と認められる災害が発生した場合は、関係機関が相互に連携を図りながら直ちに支援物資等受け入れ窓口を設置し、支援物資等の募集及び受入れを開始する。支援物資等の配分に当たっては、関係機関との間で調整を行い、速やかかつ適切に配分する。

(7) 町土保全

【土砂災害対策】

- 土砂災害警戒区域等については、県と連携してパトロールを実施し、指定区域の周知に努める。
- 土砂災害に対応するため、的確な防災情報を共有を強化するとともに、幹線道路に影響を及ぼす恐れのある重点砂防施設の延命化など適切な維持管理と整備を県に要請する。また、保安林の適切な管理と整備を行い、治山対策を推進する。

【河川管理施設の整備等】

- 小河川と下水道(雨水)施設の整備と定期パトロールを含む適切な維持管理により、下流区域の安全を確保する。
- これまでの洪水履歴や洪水から守るべき資産状況、上下流の整備状況や圏域の治水安全度バランスを考慮しながら、整備区間を設定し、河川改修区間の逐次見直しを実施する。
- 河川管理施設の効果的な修繕の実施と施設に求められる信頼性を確保するための長寿命化計画を策定し、維持修繕を進めていく。
- 「宮城県河川流域情報システム(MIRAI)」などにより、確実な河川防災情報の収集を行い、地域住民等への情報提供により、洪水時の警戒・避難行動を支援する。
- 住民の生命が守られるよう減災、防災対策を進め、治水安全度の更なる向上を図るための河川や下水道雨水施設・遊水地などの整備、雨水の流出抑制対策を組み合わせた総合的な治水対策を講じる。

【海岸管理施設の整備等】

- 災害復旧事業により、津波が堤防を越えても粘り強く対応する構造で堤防整備を推進する。
- 復旧・復興事業により築造した海岸保全施設を適切に管理し、維持修繕費用の軽減・平準化を図るなど、効率的な維持管理を行っていくための長寿命化計画を策定し、維持修繕を進める。
- 津波ハザードマップ等の作成協力を行い、津波発生時の住民避難行動を支援する。

【砂防関係施設の整備等】

- 劣化原因の調査や健全度調査を実施した上で必要に応じて予防保全や長寿命化に向けた対策を推進する。

【農林業関係施設の整備等】

- 治山施設について、点検診断に基づいた治山施設個別施設計画を策定し、保全対象等に基づく緊急度を勘案し、計画的な補修及び機能強化を県に求める。

(8) 土地利用

①防災まちづくりへの対応

【地域防災力の向上】

- 緊急避難場所や避難路・避難階段の整備など、まちづくりと一体となった地域防災力の向上に努める。
- 市街地の浸水常襲地帯における微地形把握等の基礎調査やハザードマップの作成に必要な浸水予測シミュレーション、内水浸水シミュレーション等を行う。
- 耐震診断・耐震改修の必要性について、普及啓発を行うとともに、特に、建築物の倒壊による緊急車両の通行や地域住民等の避難の妨げになるおそれがある道路沿線の建築物については、耐震化を促進する。

【災害に強いまちづくりの構築】

- 東日本大震災による津波被害を教訓にした災害危険区域を指定し、これを継承していくことをまちづくりの基本とする。
- 居住地区を高台移転、職住分離等によるまちづくり事業を推進していく。
- 大津波による再度の災害の防止や地盤沈下に伴う冠水被害を解消するため高台移転・職住分離や防御施設を併用することとし、非居住空間の活用については、避難路を確保した上で漁港地域を中心に産業・観光・公園ゾーンを整備する。

②土地利用・規制

- 土砂災害警戒区域等については、県の助言指導に基づき、その区域内に居住する住民への周知、危険回避行動の啓発、誘導に努める。
- 土砂災害に対応するため、「宮城県砂防総合情報システム（MIDSKI）」を活用し、的確な防災情報の提供を強化するとともに、砂防施設の適切な維持管理と重点的な施設の改修と整備を推進する。また、保安林の適正な管理と整備を行い、治山対策を推進する。
- 地震に伴う崖崩れ等により被害の恐れのある建築物について、がけ地近接等危険住宅移転事業や住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業等を活用し、被害の軽減対策を講じる。
- 災害危険地域については、居住の安全を図るため指定している。住宅の高台等への移転が進んでいることから、移転跡地の利用を促進する。

横断的施策分野

(9) 老朽化対策

①建築物等

【住宅】

- 昭和56年5月以前の旧耐震基準で建築された住宅について、新耐震基準への適合性を確認する耐震診断や適合しない住宅の耐震性を向上する耐震改修を促進するため、耐震診断・耐震改修の必要性について、多様な手段により、普及啓発を行うとともに、住宅等（ブロック塀除却等を含む）の耐震化を促進するため、住宅・建築物安全ストック形成事業等を推進する。
- 高齢者のみの住宅や障害者等が同居する住宅をはじめ、避難場所・避難道路・緊急輸送道路等に沿った住宅について、耐震改修の促進を図る。
- 耐震診断・耐震改修の促進を図るため、市町村に対し、優先的に耐震化を促進するエリアの設定や、対象木造戸建て住宅の台帳を整備し、普及啓発に活用するとともに、耐震化の状況把握を行うように促す。

【多数の者が利用する建築物】

- 公共建築物の耐震診断・耐震改修状況の台帳整備と、耐震改修等の計画策定を促し、計画的な耐震改修の促進を図る。
- 民間建築物については、耐震診断・耐震改修の必要性に関し、多様な手段により普及啓発を行う。また、所管行政庁は、耐震診断・耐震改修の有無等の台帳を整備し、耐震改修等の進行管理を行うとともに、耐震診断・耐震改修の必要性などの指導助言を行う。

【医療施設】

- 災害拠点病院の指定と医療施設の耐震化を促進する。

【産業施設】

- 各施設の被害を最小限に食い止めるための耐震性の強化、液状化対策、拠点の分散、代替施設の確保及び系統の多重化等を進めるなど、大規模自然災害による被害軽減のための諸対策を実施する。

②公共土木施設

【道路基盤】

- 地震直後の道路網断絶による避難行動や初動活動の障害を防ぐため、防災点検及び橋梁点検等に対応が必要とされた箇所について、緊急輸送道路や緊急性が高い箇所から順次、落石危険箇所の防災対策や橋梁の耐震化を実施する。

【砂防関係施設】

- 砂防関係施設について、劣化原因の調査や健全度調査を実施した上で必要に応じて予防保全や長寿命化に向けた対策を実施する。

【漁港】

- 漁港施設の長寿命化維持管理計画を策定し、老朽化した施設の延命化及び修繕を行うことで施設の機能保持に努める。

【公園】

- 災害時に避難場所となる公園については、点検や健全度調査により施設の長寿命化を図るとともに、管理水準を下回るような激しい劣化や損傷が発見された施設については、使用禁止とし早期の修繕・更新を行う。老朽化した遊具の更新においては、利用者ニーズを把握し、施設更新を行う。
- 指定管理者による管理状況を把握し、指定管理者への助言指導を行い、施設の安全性を確保するとともに長寿命化対策を図る。

【河川管理施設】

- 河川管理施設に求められる信頼性と効率性を確保するための長寿命化計画を策定し、維持修繕を進めていく。

【海岸管理施設】

- 復旧・復興事業により築造した海岸保全施設を適切に管理し、維持修繕費用の軽減・平準化を図るなど、効率的な維持管理を行っていくための長寿命化計画を策定し、維持修繕を進める。

【上水道等】

- 強靱な水道施設を構築するため、送配水施設及び配水池等基幹施設等の耐震化やバックアップ施設の整備を図る。また、安定した供給と経営を継続して行くため、施設の長寿命化を図りながら、更新時期を迎えた施設については、将来の需要に対応した施設のダウンサイジング（縮小化）を検討した上で、アセットマネジメント（資産管理）の手法を活用して、計画的な更新を行う。
- 水道施設の計画的な老朽化対策を行うとともに、国庫補助事業等を効果的に活用した施設の耐震化対策を推進する。

【下水道等】

- 災害時において、公衆衛生環境の悪化等を防止するとともに、速やかな雨水排除を行うため、下水道施設の耐震化を推進する。
- 公共下水道施設（汚水及び雨水）に求められる信頼性と効率性を確保するための長寿命化計画に基づき、改築更新を進めていく。
- 町設置浄化槽施設について、施設の耐震化及び被災時の早期復旧が可能となるよう所要の対策を講ずるとともに、機能診断及び最適整備構想の策定、適時・適切な修繕又は更新により、長寿命化を図るよう支援する。

【農林水産業関連施設】

- 治山施設について、点検診断に基づいた治山施設個別施設計画を策定し、保全対象等に基づく緊急度を勘案し、計画的な補修及び機能強化を行う。
- 水産関係の流通施設や水産加工施設を漁港内に一体的に整備するほか、水産業団体の被

災施設の再建整備に対する支援を行う。

【鉄道】

- 鉄道の橋梁、構造物等の施設について、必要により補強対策を推進し、耐震性の強化の向上を図る。

(10) リスクコミュニケーション

【震災の記録と伝承】

- 東日本大震災の経験と教訓を風化させることなく、後世に伝承していくため、記録紙・記録映像を含め、各種媒体により継続的に情報発信するとともに、震災からの復旧・復興を検証し、検証の成果と教訓を広く県内外に情報発信する。

【防災教育等】

- 災害時要支援者名簿の整理や個別計画を策定する。
- 災害発生時に速やかに災害ボランティアセンターを立ち上げられるよう行政や関係団体と協働してボランティアコーディネーターの養成、ボランティア受け入れ拠点の整備等を行う。
- 津波ハザードマップ等の作成を行い、津波発生時の住民避難行動を支援する。
- 海岸保全施設等のハード対策によって津波による被害をできるだけ軽減するとともに、それを超える津波に対しては、防災教育の徹底や防災訓練の充実など、避難することを中心とするソフト対策により生命及び身体の安全を守ることを最優先に、ハード・ソフトを組み合わせ一体的に災害対策を推進する。また、科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図る。
- 大津波警報、津波警報、津波注意報等の情報伝達体制や地震・津波観測体制の充実・強化を図るとともに、具体的かつ実践的なハザードマップの整備、緊急避難場所や避難路・避難階段の整備などまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努める。
- 児童生徒一人一人が自ら危険を予測し、回避できる力を身に付け、災害から身を守る（自助）とともに他者（共助）や社会（公助）の安全に貢献できる心を育み、「人間としての在り方・生き方」について考えさせる防災教育を推進する。
- 災害発生時における避難方法や避難所運営等について、想定される課題の解消に向け、平時から教職員と地域住民、防災担当部局等が災害時の対応を確認するなど、学校と地域、防災担当部局等の連携体制の構築を図る。

【地域コミュニティの構築】

- 「自らの身の安全は自らが守る」との観点から、住民、事業者等様々な主体による「自助」・「共助」の取組を強化するとともに、住民等の協働により、組織・団体が積極的に地域を守るような社会の構築を推進する。また、地域住民等が地域防災の担い手となる環境の確保を図る。
- 新しい地域コミュニティの構築や交流の場づくりなど安全安心な暮らしの確保に向けた

地域づくりを行う。コミュニティソーシャルワークの視点を持った人材の育成を行うとともに、ボランティアやNPO活動を推進する。

- 保健・医療・福祉の連携による地域での支え合いの仕組みづくりを行う。
- 多文化共生社会形成の視点から外国人住民とともに取り組む地域づくりを推進し、また、生活の壁の解消に向けて外国人住民の自立と社会活動参加を促進する。
- 男女共同参画の視点から防災意識の啓発とリーダーの養成を行う。

【帰宅困難者対策】

- 鉄道事業者等の交通事業者と連携し、災害発生時に公共交通が不通となった場合の帰宅困難者の移動支援対策を講じる。

2 施策分野別指標

施策分野	指標
(1) 行政機能	○災害公営住宅引渡し率 H30年度：100%（859戸／859戸）
(2) 住宅・都市	○住宅の耐震化率 ○新築住宅における認定長期優良住宅の目標 ○多数の者が利用する建築物の耐震化率 ○主要幹線道路等の橋梁の耐震完了数 ○防災機能を有する公園の開園数 ○上水道給水人口 H26年度：5620人→R元年度：6335人 ○公共下水道普及率 H26年度：71.2%→R元年度：87.0%
(3) 保健医療福祉	○災害拠点病院の耐震化完了数 ○被災病院等の復旧個所数 ○医師配置数 H27年度：70人→H31年度：69人 ○認定看護師数 H27年度：28人→H31年度：26人 ○地域医療連携システムへの接続施設数
(4) 環境	○廃棄物の再資源化量 H25年度：435 t →H30年度：336 t
(5) 産業	○耕地面積率 H27年度：0.5%→H31年度：0.1% ○農業家数 H7年度：75戸→H27年度：2戸

	<ul style="list-style-type: none"> ○自然環境の保護・保全を目的とした指定地域の県土割合 ○海岸防災林復旧面積 ○再生可能エネルギー等導入量 ○太陽光発電システム導入出力数
(6) 交通・物流	<ul style="list-style-type: none"> ○町道の路線数推移 H27年度：397路線→H31年度：573路線 ○国道の改良率 H31年度：100% ○県道の改良率 H31年度：100% ○町道の改良率 H27年度：61.2%→H31年度83.4% ○ヘリコプター緊急離着陸場予定地 H31年度：3箇所 ○緊急輸送道路 H31年度：国道1路線、県道3路線、町道7路線 ○出島架橋 R6年度：開通予定 ○女川港石浜埋立 H31年度：100% ○主要幹線道路等の橋梁の耐震化完了数 ○基幹的農道機能維持延長 ○公共土木施設の個別施設計画策定率
(7) 町土保全	<ul style="list-style-type: none"> ○土砂災害危険箇所におけるハード対策実施箇所数 ○土砂災害危険箇所におけるソフト対策実施箇所数 ○砂防指定地 H31年度：39箇所 ○林野面積の推移 H25年度：5121ha→H27年度：5068ha ○防災重点ため池の詳細調査 ○防災重点のためのハザードマップ作成 ○基幹的な農業水利施設の機能維持対策を行った施設数 ○山地災害危険地区における治山事業着手数
(8) 土地利用	<ul style="list-style-type: none"> ○防災集団移転促進事業宅地引渡し率 H30年度：100% ○災害公営住宅引渡し率

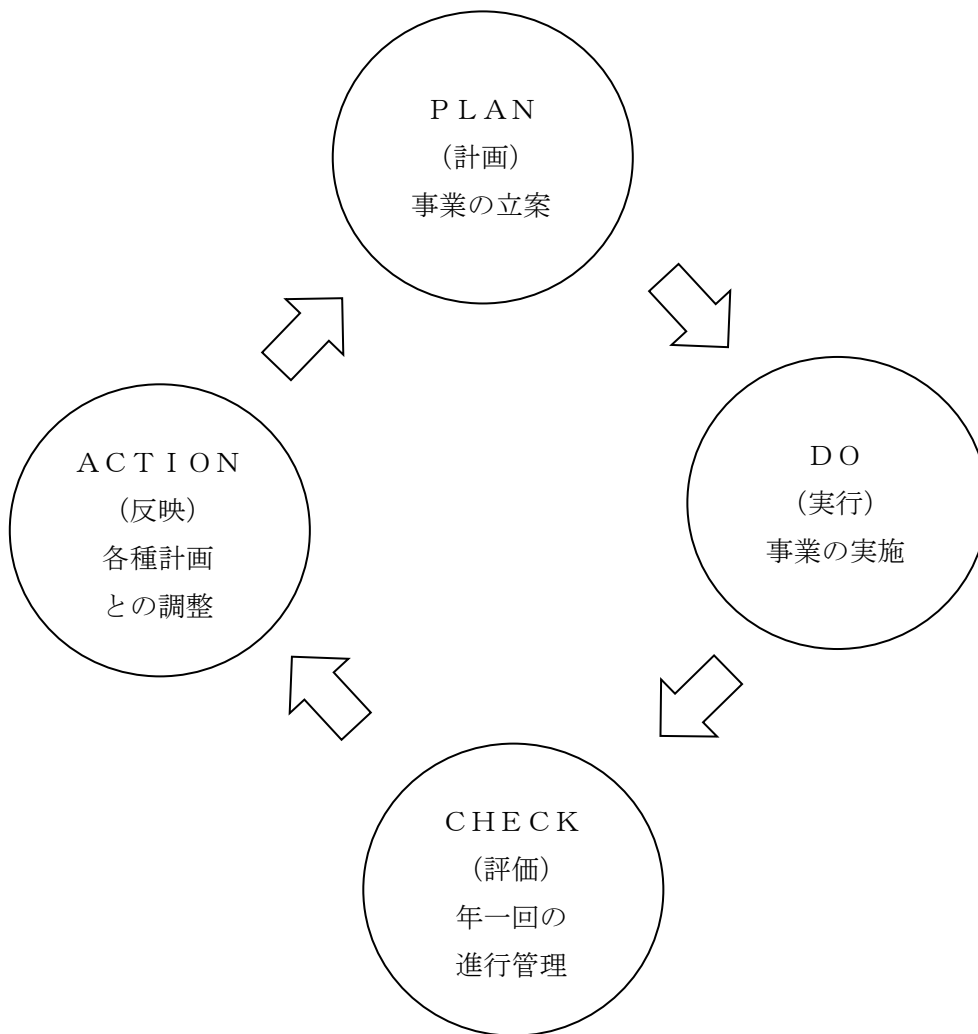
	<p>H30年度：100%→H31年</p> <p>○換地引渡し率 H30年度：100%</p> <p>○宅地引渡しの進捗率 H29年度：55%→H31年度：95%</p> <p>○公共用地引渡しの進捗率 H29年度：42%→H31年度：95%</p> <p>○観光交流エリア供用開始 R2年度：100%</p> <p>○防災集団移転促進事業の完成率</p> <p>○被災市街地復興土地地区画整理事業の住宅地完成率 100%</p> <p>○津波復興拠点整備事業の完成率 100%</p> <p>○自然環境の保護・保全を目的とした指定地域の県土割合</p>
(9) 老朽化対策	<p>○離島航路ターミナル供用開始 H31年度：100%</p> <p>○女川町立小中一貫校供用開始 R2年度：100%</p> <p>○女川町立保育所供用開始 R3年度：100%</p> <p>○女川消防署供用開始 R3年度：100%</p> <p>○清水公園開園供用開始 R2年度：100%</p> <p>○公共土木施設の個別施設計画策定率</p> <p>○住宅の耐震化率</p> <p>○多数の者が利用する建築物の耐震化率</p> <p>○災害拠点病院の耐震化完了数</p> <p>○主要幹線道路等の橋梁の耐震化完了数</p> <p>○土砂災害危険箇所におけるハード対策実施箇所数</p> <p>○防災機能を有する公園の開園</p> <p>○基幹的な農業水利施設の機能維持対策を行った施設数</p> <p>○防災重点ため池の詳細調査</p> <p>○防災重点ため池のハザードマップ作成</p> <p>○緊急時バックアップ用広域水道連絡管整備事業進捗率</p>

	<p>○下水道による都市浸水対策達成率 R元年度：82.7%</p> <p>○浄化槽による汚水処理整備率 R元年度：72.8%</p>
<p>(10) リスクコミュニ ケーション</p>	<p>○自主防災組織の組織率</p> <p>○防災リーダー養成者数</p> <p>○被災地におけるコミュニティ再構築活動を行う団体への助成件数</p> <p>○多言語による生活情報提供実施</p> <p>○外国人相談対応体制整備数</p>

第4章 計画の推進

本計画は、各施策分野における計画との整合性を図りながら、P D C Aサイクルに従って推進するものとし、その進行管理は、取組状況等を把握・整理することにより行うものとする。

なお、本計画は、社会経済情勢等の変化や施策の進捗状況等を考慮し、計画内容の見直しを行うこととする。



女川町国土強靱化地域計画

【資料編】



目 次

別紙 1	リスクシナリオ別脆弱性評価結果	1
別紙 2	施策分野別脆弱性評価結果	7
別紙 3	リスクシナリオ別推進方針	11
	女川町の概況・被害想定	18
	女川町国土強靱化地域計画関連計画等一覧	32

目標1 大規模自然災害が発生した時でも人命の保護が最大限図られる

1-1) 地震による住宅・建築物等の倒壊や火災による死傷者の発生

住宅の耐震化等(建設課)

○旧耐震基準で建築された住宅、特に木造戸建て住宅は多数存在しているが、対象住宅を把握しきれないため、住宅の所有者に耐震診断の必要性を伝えられていない。また、旧耐震基準の木造戸建て住宅に占める高齢者世帯の割合が高く、耐震改修工事費用の調達が難しいなどの理由により、改修計画が具体化されていない。

多数の者が利用する建築物の耐震化等(建設課)

○旧耐震基準で建築された多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物は、耐震診断により安全性を確認することが重要であるが、耐震診断の重要性を全ての所有者が理解しているとはいえない。

学校の耐震化等(建設課・教育総務課)

○本町では、令和2年度に耐震機能を有した女川小学校・中学校を建設済みである。

1-2) 広域にわたる大規模津波等による多数の死者・行方不明者の発生

災害に強いまちづくりの構築(企画課・建設課・産業振興課)

○東日本大震災では、女川町については、地震による被害に加え、大規模な津波により更に甚大な被害を受けており、原形復旧による復興は極めて困難な状況にある。このため、高台移転、職住分離、多重防御による大津波対策など、沿岸防災の観点から被災教訓を活かした災害に強いまちづくりを推進する必要がある。

総合防災情報システムの機能拡充(企画課)

○地震、大雨、土砂災害等の非常時・災害時における迅速な防災・避難体制をとるための情報伝達体制の構築に向けて、総合防災システムや緊急地震速報システム等の各種災害情報システムを運用している。現在運用している各システムの更なる情報伝達の多様化・高速化により防災・避難体制に万全を期す必要がある。

地域住民等に対する通信手段の整備(総務課・企画課)

○減災対策としては、安全が確保された避難施設及び避難経路を整備しておくとともに、確実に地域住民等に情報を伝達できるよう多様な情報伝達手段の検討・整備を図り、避難方法等の周知徹底及び避難訓練が必要である。津波襲来のおそれがある場合、過去の経験や想定にとらわれず「一刻も早く高台へ逃げる」ことを徹底することが極めて重要である。

関係機関との連携(総務課・企画課・健康福祉課・産業振興課)

○大規模地震が発生した場合には、時間的制約等により、町のみで災害応急対策を実施することが困難となる場合があることから、迅速かつ的確な災害対策を実施するに当たって、広域の関係機関等の協力が必要がある。
○東日本大震災の教訓を踏まえ、想定外の大規模災害が発生しても、行政、防災関係機関が的確に対応できる体制を整える必要がある。

減災対策の推進(企画課)

○策定済みの女川町地域防災計画(津波災害対策編)を修正する必要がある。大規模災害時、公助のみでは対応困難な状況下においても被害軽減が図られるよう、引き続き自助・共助の取組を強化していく必要がある。

公園の長寿命化等(建設課)

○災害時に避難場所となる公園については、点検や健全度調査により施設の長寿命化を図るとともに、管理水準を下回るような激しい劣化や損傷が発見された施設については、使用禁止措置、早期の修繕・更新を行う必要がある。

防災・減災教育の推進(教育総務課)

○学校防災体制を確立するため、宮城県ではすべての学校に「防災主任」を配置するとともに、地域の拠点校に「安全担当防災主幹教諭」を配置し学校防災マニュアルの作成に当たるとともに、防災訓練の実施に取り組んでいる。本町は女川中学校に「安全担当防災主幹教諭」が配置されている。
○防災・減災教育を推進するため、学校と地域が一体となった防災体制を構築するため、PTAや行政区防災担当部署等の関係機関と連携した取組を行う必要がある。

1-3) 異常気象等による広域かつ長期的な市街地・集落等の浸水

地域防災力の向上(企画課)

○東日本大震災により、地震動に起因する堤防の沈下や津波に起因する堤防の決壊等の被害が生じている。また、地球温暖化に伴う気候変化は、社会基盤に大きな影響を与えており、特に沿岸域や低平地では、大雨の頻度増加、台風の激化などにより、水害、土砂災害及び高潮災害などが頻発することが懸念されている。

下水道等の整備等(建設課)

○汚水処理については、東日本大震災の教訓として、災害応急マニュアル等の個々の情報が有効に活用されなかったため、迅速かつ効果的な災害復旧体制が作れなかったこと、未曾有の大災害であったため、非常時対応のリソースに大きな制約が生じ、かつ、リソースの配分についてルール化されていなかったため、時間軸の制約の中で復旧作業に支障が生じたことにより、下水道システムの機能回復に時間を要したことがあげられる。今後、下水道処理人口普及率の増加や、下水道による都市浸水対策達成率の増加が求められている。老朽化施設については、限られた予算の中で、修繕・更新等により長寿命化を図る必要がある。

1-4) 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態

土砂災害(企画課・建設課)

○地籍が明確化されていない区域では、防災対策や被災後の復旧・復興に遅れが生じる恐れがあり、また、森林等では、円滑な管理委託・適切な維持管理等の支障となるため、防災機能を含む多面的機能の発現が阻害されることも懸念される。

○町では職員が不足しており、効率的な進捗を図るための専門的知識や経験面での支援が必要となっている。

○平成30年度末現在、土砂災害警戒区域が97箇所となっている。

○土砂対策のハード事業については多くの時間と費用がかかり、速やかに住民の生命や財産を守ることができない状況にある。

目標2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

2-1) 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

災害時の物流対策(企画課・建設課)

- 被災状況や外部支援の時期を想定した食料や燃料等の備蓄、調達、輸送体制の整備を図ることが必要である。
- 県や物流事業者等と連携し、迅速かつ効率的な救援物資の物流体制を構築する必要がある。

2-2) 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

災害対応体制整備(企画課)

- 大規模地震災害時には、その業務量と時間的制約等により、被災地の地方公共団体等だけの災害応急対策の実施が困難となる場合があるため、迅速かつ的確な防災対策を実施するに当たって、被災していない地域の機関等の協力が必要となる。
- 東日本大震災は、過去の災害をはるかに超える大規模な地震津波災害であったことに加え、原発事故も重なる複合災害となったことから、町においても従前に計画していたマニュアルや実施していた訓練等により構築していた人員体制では、次々に寄せられる地域住民等からの救助・救援要請などに十分対応できない事態となった。また、災害対応業務の増大とともにマニュアル等に規定のない業務が発生するなど、災害対応は困難を極めた。大規模災害から住民を守るためには、最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定し、それに対する可能な限りの備えを行う必要があるとともに、災害対策本部体制を強化し、様々な事態に柔軟に対応できる体制

2-3) 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食糧等の供給不足

帰宅困難者対策(総務課・企画課・健康福祉課)

- 災害発生時に公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者の発生が懸念される。企業等は、むやみに移動を開始しないという帰宅困難者対策の基本原則の下、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資を備蓄するなどの帰宅困難者対策を講じる必要がある。

2-4) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

保健医療(健康福祉課)

- 町内における医科診療所は、町立の有床診療所が1カ所のみであり、医療機関が災害の影響を受けることなく患者を診療できるよう、施設の耐久化を図る必要がある。
- 県と関係病院、防災関係機関との普段からの連携が必要である。また、県内及び県外から医療救護班等の受入れの調整を円滑に行える体制づくりが必要である。
- 災害時には医療救護活動と保健衛生活動を連携させる効率的なシステムが重要であり、保健所に設置される「地域災害医療連絡会議」で地域の実情に合った連携体制を構築することが求められている。

2-5) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

衛生対策(健康福祉課)

- 大規模な自然災害等が発生すると、被災地には避難所が開設され、多くの避難者が長時間集団で不便な生活をすることになる。被災地に開設される避難所においては、生活環境の悪化に伴い、感染者が感染症の病原体に対する抵抗力が低下するなどの悪条件となることから、感染症に罹患するリスクや感染症が蔓延するリスクが自宅等での生活の時よりも高くなる。風邪や胃腸炎等様々な感染症に関しての衛生対策に留意する必要がある。

目標3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

3-1) 情報伝達の不備や停止等による被害の拡大

通信体制の整備(企画課)

○地震、大雨、土砂災害等の非常時・災害時における迅速な防災・避難体制をとるための情報伝達体制の構築に向けて、総合防災情報システムや緊急地震速報システム等の各種災害情報システムを運用している。現在運用している各システムの更なる情報伝達の多様化・高速化により防災・避難体制に万全を期す必要がある。

○防災関係機関は、大規模な災害時における被害状況等の情報収集伝達手段として、各機関が各々整備している専用又は無線等設備の充実を図るとともに、必要に応じ既設以外の通信回線導入等について検討を加え、連携強化を図る必要がある。また、停電時の電源を確保するため、非常用電源設備の整備を促進する必要がある。情報通信等が途絶したと判断される場合は、職員等を現地に派遣して情報収集活動を行う必要がある。

○携帯電話基地局バッテリーの長時間化、移動電源車や非常用発電機の増強、衛星、無線の移動型基地局の増強などにより災害に強い通信インフラの再構築が求められている。

目標4 大規模自然災害発生直後であっても経済活動(サプライチェーン)を機能不全に陥らせない

4-1) サプライチェーンの寸断等による企業活動の低下

企業のBCP策定促進(総務課・企画課・産業振興課)

○大規模自然災害発生時の直接的被害、サプライチェーン寸断等を最小限に抑え、取引関係を継続できるよう、平時からBCP(業務継続計画)の取組が必要となる。

4-2) 基幹的交通ネットワーク(陸上、海上)の機能停止

交通基盤の維持等(企画課・建設課)

○高規格幹線道路網の強化や、防災・減災機能を強化した物流基盤の構築など、災害時にも機能する多重型の交通ネットワークの構築に向けて、重要な交通インフラの整備を進める必要がある。

○多重防御による大津波対策、離半島部の集落をつなぐ道路の整備、防災・減災機能を活かした物流基盤の構築など、災害時にも機能する多重型の交通ネットワークの構築に向けて、重要な交通インフラの整備を進める必要がある。また、将来にわたり適切に機能を維持していくため、維持・修繕・更新等のストックマネジメントの重要性が高まっている。

○災害が発生した場合においても安全で安心な生活を支える道路交通の確保を図るため、道路利用者への早期情報提供を可能とする交通安全施設の整備及び緊急道路等の重要道路における信号機の停電対策が必要である。

○離島航路については、観光客誘致や離島活性化策を実施しているが、島民人口減少や高齢化により毎年欠損が生じており、支援が必要である。乗合バスについては、不採算路線の廃止や縮小が進んでおり、代替手段として住民バスの運行を行っている。

○持続可能な公共交通の維持のためには、まちの機能を極力コンパクト化するほか、地域の面的な公共交通ネットワークを再構築するなど、まちづくりと交通施策の連携を図る必要がある。

○近接する石巻市を結ぶ主要基幹道路は全て県管理道路となっている。

4-3) 食料等の安定供給の停滞

農林水産基盤の保全(産業振興課)

○東日本大震災により、町内12漁港全ての防波堤や岸壁等施設が沈下したほか、ほぼすべての沿岸養殖施設が滅失するなど、沿岸漁船漁業者が大きな被害を受けた。操業再開に当たり、資金繰りや経営に不安を抱えているほか、風評被害等の懸念がある。魚市場や水産加工施設等漁港施設の復旧・整備及び地盤のかさ上げ、生活基盤や防災安全施設の整備による災害に強い漁村づくりが求められている。

5-1) 上下水道等の長期間にわたる機能停止

上下水道の耐震化等(建設課)

○災害時等において、水道水の供給が不可能となった場合に緊急給水システムを活用して、給水車等へ水道用水を供給することが可能となっている。

○東日本大震災により水道施設は町全体で被害を受け、全戸数が断水した。設置後60年以上経過しており、施設の更新が課題となっている。

○法定耐用年数40年を経過している管路、耐震適合については、基幹管路、浄水施設、排水施設、配水池があり、老朽化や耐震化に伴う更新の遅れが課題となっている。

○下水道については、東日本大震災の教訓として、災害応急マニュアル等の個々の情報が有効に活用されなかったため、迅速かつ効果的な災害復旧体制が作れなかったこと、未曾有の大災害であったため、非常時対応のリソースに大きな制約が生じ、かつ、リソース配分についてルール化されていなかったため、時間軸の制約の中で復旧作業に支障が生じたことにより、下水道システムの機能回復に時間を要したことがあげられる。

5-2) 地域交通ネットワークが分断する事態

交通基盤の維持等(企画課・建設課)

○高規格幹線道路網の強化や、防災・減災機能を強化した物流基盤の構築など、災害時にも機能する多重型の交通ネットワークの構築に向けて、重要な交通インフラの整備を進める必要がある。

○多重防御による大津波対策、離半島部の集落をつなぐ道路の整備、防災・減災機能を活かした物流基盤の構築など、災害時にも機能する多重型の交通ネットワークの構築に向けて、重要な交通インフラの整備を進める必要がある。また、将来にわたり適切に機能を維持していくため、維持・修繕・更新等のストックマネジメントの重要性が高まっている。

○災害が発生した場合においても安全で安心な生活を支える道路交通の確保を図るため、道路利用者への早期情報提供を可能とする交通安全施設の整備及び緊急道路等の重要道路における信号機の停電対策が必要である。

○離島航路については、観光客誘致や離島活性化策を実施しているが、島民人口減少や高齢化により毎年欠損が生じており、支援が必要である。乗合バスについては、不採算路線の廃止や縮小が進んでおり、代替手段として住民バスの運行を行っている。

○持続可能な公共交通の維持のためには、まちの機能を極力コンパクト化するほか、地域の面的な公共交通ネットワークを再構築するなど、まちづくりと交通施策の連携を図る必要がある。

○避難場所・避難所を結ぶ主要道路等既存ストックの適切な管理に努め、非常時でもこれらの機能が確実に発揮されるよう計画的な修繕・改良を図る必要がある。

目標6 大規模自然災害発生直後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

6-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

災害廃棄物等への対応(町民生活課)

○東日本大震災に伴う災害廃棄物が大量に発生し、被災地域はガレキなどが山積した状況となり、復旧・復興の迅速な対応の足かせとなってしまった。

6-2) 復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

復旧・復興を担う人材の確保(総務課・企画課)

○大規模な災害が発生した場合は、職員のみでの迅速かつ十分な対応は困難なため、ボランティアによる支援が必要である。

○応急仮設住宅の確保については、平時から関係団体との協定により、非常時の役割分担について協議・調整を図るとともに、災害公営住宅の整備については整備可能な公用地等を把握し、人材・資材の確保を含め速やかに対応する必要がある。

○災害時に速やかに支援活動ができるように、災害時要支援者名簿の整備や個別計画を策定するとともに、速やかに災害ボランティアセンターを立ち上げられるよう行政や関係団体と協議してボランティアコーディネーターの養成、ボランティ

6-3) 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

自助・共助の取組の推進(企画課・町民生活課)

○大規模災害時、公助のみでは対応困難な状況下においても被害軽減が図られるよう、引き続き自助・共助の取組を強化していく必要がある。

○これまでの家庭内での支え合いによる自助システム機能の弱体化を補うためには、地域による支え合いがますます重要になっている。一人暮らしの高齢者は、加齢とともに日常生活を営み健康を維持する上で、何らかの支援を要する割合が高まることが考えられることから、地域包括支援センターなどを中心として、地域で見守る体制づくりがこれまで以上に重要となっている。NPOやボランティアによる地域活動や地域住民相互の助け合い・支え合いにより安心して生活できる地域社会づくりが求められている。

○災害発生時においては、高齢者、障害者等の災害時要支援者に対する支援が適切かつ円滑に行われるとともに、地域住民が安心して生活するために、個々の被災者ニーズに応じたきめ細やかな支援が行われる必要がある。また、避難所運営において、男女共同参画の視点に配慮する必要がある。

○児童虐待や、DVの増加、高齢者虐待、認知症高齢者や一人暮らし高齢者の増加により社会的に孤立する高齢者の問題など、家族や地域における相互扶助機能の低下や地域の連帯感の希薄化が進んでおり、公的な福祉サービスだけでは対応できない課題が増加している。地域住民は自らの問題であるという認識を持ち住民同士で助け合っ解決に向かうような仕組みづくりが重要である。

○外国人住民が地域において安全安心に暮らしていくためには、日常から地域住民との交流を図り、地域での共助の一員となることが望まれている。外国人住民の場合、在留資格や文化的背景の違いなどから、問題が複雑化しやすく、また、その家族にとっても、文化的背景の違いから家庭生活に困難を感じたり、摩擦が生じたりすることがある。生活上必要な情報や災害時の情報について、多言語や、やさしい日本語での資料提供などを行うことが必要となっている。

○東日本大震災に伴う住宅再建により、震災以前と異なるコミュニティでの生活を余儀なくされたことで、新しい地域での生活初期における人間関係構築が困難となり、新生活に対する不安が生じた。

6-4) 被災者に対する十分な住宅対策や健康支援策が講じられず、生活再建が著しく遅れる事態

住宅対策(町民生活課)

○東日本大震災の際は、応急仮設住宅の確保に課題があったほか、用地不足や復旧・復興事業の集中による資源不足・高騰等により、災害公営住宅の整備に時間を要した。応急仮設住宅の確保については、平時から関係団体と非常時の役割分担等について協議・調整を図るとともに、災害公営住宅の整備については整備可能な公用地等を把握し、人員・資材の確保を含め速やかに対応する必要がある。

被災者支援策(町民生活課)

○国等の施策に基づく住宅再建支援の適正な運用や周知による住民不安の解消や、補助制度の構築による早期再建を推進する必要がある。

<p>1 行政機能</p> <p>多数の者が利用する建築物の耐震化等(建設課)</p> <p>○旧耐震基準で建築された多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物は、耐震診断により安全性を確認することが重要であるが、耐震診断の重要性を全ての所有者が理解しているとはいえない。</p> <p>地域住民等に対する通信手段の整備(総務課・企画課)</p> <p>○減災対策としては、安全が確保された避難施設及び避難経路を整備しておくとともに、確実に地域住民等に情報を伝達できるよう多様な情報伝達手段の検討・整備を図り、避難方法等の周知徹底及び避難訓練が必要である。津波襲来のおそれがある場合、過去の経験や想定にとらわれず「一刻も早く高台へ逃げる」ことを徹底することが極めて重要である。</p> <p>通信体制の整備(企画課)</p> <p>○地震、大雨、土砂災害等の非常時・災害時における迅速な防災・避難体制をとるための情報伝達体制の構築に向けて、総合防災情報システムや緊急地震速報システム等の各種災害情報システムを運用している。現在運用している各システムの更なる情報伝達の多様化・高速化により防災・避難体制に万全を期す必要がある。</p> <p>○防災関係機関は、大規模な災害時における被害状況等の情報収集伝達手段として、各機関が各々整備している専用又は無線等設備の充実を図るとともに、必要に応じ既設以外の通信回線導入等について検討を加え、連携強化を図る必要がある。また、停電時の電源を確保するため、非常用電源設備の整備を促進する必要がある。情報通信等が途絶したと判断される場合は、職員等を現地に派遣して情報収集活動を行う必要がある。</p> <p>○携帯電話基地局バッテリーの長時間化、移動電源車や非常用発電機の増強、衛星、無線の移動型基地局増強などにより災害に強い通信インフラの再構築が求められている。</p>
--

<p>2 住宅・都市</p> <p>住宅の耐震化等(建設課)</p> <p>○旧耐震基準で建築された住宅、特に木造戸建て住宅は多数存在しているが、対象住宅を把握しきれないため、住宅の所有者に耐震診断の必要性を伝えられていない。また、旧耐震基準の木造戸建て住宅に占める高齢者世帯の割合が高く、耐震改修工事費用の調達が難しいなどの理由により、改修計画が具体化されていない。</p>
--

<p>3 健康医療福祉</p> <p>健康医療(健康福祉課)</p> <p>○町内における医科診療所は、町立の有床診療所が1カ所のみであり、医療機関が災害の影響を受けることなく患者を診療できるよう、施設の耐震化を図る必要がある。</p> <p>○県と関係病院、防災関係機関との普段からの連携が必要である。また、県内及び県外から医療救護班等の受入れ調整を円滑に行える体制づくりが必要である。</p> <p>○災害時には医療救護活動と保健衛生活動を連携させる効率的なシステムが重要であり、保健所に設置される「地域災害医療連絡会議」で地域の実情に合った連携体制を構築することが求められている。</p>

<p>4 環境</p> <p>衛生対策(健康福祉課)</p> <p>○大規模な自然災害等が発生すると、被災地には避難所が開設され、多くの避難者が長時間集団で不便な生活をするようになる。被災地に開設される避難所においては、生活環境の悪化に伴い、被災者や感染症の病原体に対する抵抗力が低下するなどの悪条件となることから、感染症に罹患するリスクや感染症が蔓延するリスクが自宅等での生活の時よりも高くなる。風邪や胃腸炎等様々な感染症に関しての衛生対策に留意する必要がある。</p>
--

<p>5 産業</p> <p>農林水産基盤の保全(産業振興課)</p> <p>○東日本大震災により、町内12漁港全ての防潮堤や岸壁等施設が沈下したほか、ほぼ全ての沿岸養殖施設が滅失するなど、沿岸漁船漁業者が大きな被害を受けた。操業再開に当たり、資金繰りや経営に不安を抱えているほか、風評被害等の懸念がある。魚市場や水産加工施設等漁港施設の復旧・整備及び地盤のかさ上げ、生活基盤や防災安全施設の整備による災害に強い漁村づくりが求められている。</p>
--

6 交通・物流
災害時の物流対策(企画課・建設課)
<p>○災害状況や外部支援の時期を想定した食料や燃料等の備蓄、調達、輸送体制の整備を図ることが必要である。</p> <p>○県や物流事業者等と連携し、迅速かつ効率的な救援物資の物流体制を構築する必要がある。</p>
交通基盤の維持等(企画課・建設課)
<p>○高規格幹線道路網の強化や、防災・減災機能を強化した物流基盤の構築など、災害時にも機能する多重型の交通ネットワークの構築に向けて、重要な交通インフラの整備を進める必要がある。</p> <p>○多重防御による大津波対策、離半島部の集落をつなぐ道路の整備、防災減災機能を活かした物流基盤の構築など、災害時にも機能する多重型の交通ネットワークの構築に向けて、重要な交通インフラ整備を進める必要がある。また、将来にわたり適切に機能を維持していくため、維持・修繕・更新等のストックマネジメントの重要性が高まっている。</p> <p>○災害が発生した場合においても安全で安心な生活を支える道路交通の確保を図るため、道路利用者への早期情報提供を可能とする交通安全施設の整備及び緊急道路等の重要道路における信号機の停電対策が必要である。</p> <p>○離島航路については、観光客誘致や離島活性化策を実施しているが、島民人口減少や高齢化により毎年欠損が生じており、支援が必要である。乗合バスについては、不採算路線の廃止や縮小が進んでおり、代替手段として住民バスの運行を行っている。</p> <p>○持続可能な公共交通の維持のためには、町の機能を極力コンパクト化するほか、地域の面的な公共交通ネットワークを再構築するなど、まちづくりと交通施策の連携を図る必要がある。</p> <p>○近接する石巻市を結ぶ主要幹線道路は全て県管理道路となっている。</p> <p>○避難場所・避難所を結ぶ主要道路等既存ストックの適切な管理に努め、非常時でもこれらの機能が確実に発揮されるよう計画的な修繕・改良を図る必要がある。</p>

7 町土保全
土砂災害(企画課・建設課)
<p>○地籍が明確化されていない地域では、防災対策や被災後の復旧・復興に遅れが生じる恐れがあり、また、森林等では、円滑な管理委託・適切な維持管理等の支障となるため、防災機能を含む多目的機能の発現が阻害されることも懸念される。</p> <p>○町では職員が不足しており、効率的な進捗を図るための専門的知識や経験での支援が必要となっている。</p> <p>○平成30年度末現在、土砂災害警戒区域が97箇所となっている。</p> <p>○土砂対策のハード事業については多くの時間と費用がかかり、速やかに住民の生命や財産を守ることができない状況にある。</p>

8 土地利用
災害に強い町づくりの構築(企画課・建設課・産業振興課)
<p>○東日本大震災では、県内35市町村全てが地震による被害を受けたが、女川町については、地震による被害に加え、大規模な津波により、さらに甚大な被害を受けており、原形復旧による復興は極めて困難な状況にある。このため、高台移転、職住分離、多重防御による大津波対策など、沿岸防災の観点から被災教訓を活かした災害に強い町づくりを推進する必要がある。</p>

<p>9 老朽化対策</p>
<p>住宅の耐震化等(建設課・町民生活課)</p> <p>○旧耐震基準で建築された住宅、特に木造戸建て住宅は多数存在しているが、対象住宅を把握しきれないため、住宅の所有者に耐震診断の必要性を伝えられていない。また、旧耐震基準の木造戸建て住宅に占める高齢者世帯の割合が高く、耐震改修工事費用の調達が難しいなどの理由により、改修計画が具体化されていない。</p>
<p>多数の者が利用する建築物の耐震化等(建設課)</p> <p>○旧耐震基準で建築された多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物は、耐震診断により安全性を確認することが重要であるが、耐震診断の重要性を全ての所有者が理解しているとはいえない。</p>
<p>学校の耐震化等(建設課・教育総務課)</p> <p>○本町では、令和2年8月から施設一体型の小中一貫教育学校として女川町立小・中学校が開校している。</p>
<p>公園の長寿命化(建設課)</p> <p>○災害時に避難場所となる公園については、点検や健全度調査により施設の長寿命化を図るとともに、管理水準を下回るような激しい劣化や損傷が発見された施設については、使用禁止措置、早期の修繕更新を行うことが必要である。 ○指定管理者による管理状況を把握し、指定管理者への助言指導を行い、施設の安全性を確保するとともに長寿命化を図ることが重要である。</p>
<p>下水道等の整備等(建設課)</p> <p>○汚水処理については、東日本大震災の教訓として、災害応急マニュアル等の個々の情報が有効に活用されなかったため、迅速かつ効果的な災害復旧体制が作られなかったこと、未曾有の大災害であったため、非常時対応のリソースに大きな制約が生じ、かつ、リソースの配分についてルール化されていなかったため、時間軸の制約の中で復旧作業に支障が生じたことにより、下水道システムの機能回復に時間を要したことがあげられる。今後、下水道処理人口普及率の増加や、下水道による都市浸水対策達成率の増加が求められている。老朽化施設については、限られた予算の中で、修繕・更新等により長寿命化を図る必要がある。</p>
<p>上下水道の耐震化等(建設課)</p> <p>○災害時等において、水道水の供給が不可能となった場合に緊急給水システムを活用して、給水車等へ水道用水を供給することが必要である。 ○東日本大震災により水道施設は町全体で被害を受け、全戸数が断水した。設置後60年以上経過しており、施設の更新が課題となっている。 ○水道施設については、応急復旧・給水車等による給水支援は、公益社団法人日本水道協会を通じた他都道府県の水道事業体からの応援体制が整備されている。一方、法定耐用年数40年を経過している管路、耐震適合については、基幹道路、浄水施設、配水池があり、老朽化や耐震化に伴う更新の遅れが課題となっている。 ○下水道については、東日本大震災の教訓として、災害応急マニュアル等の個々の情報が有効に活用されなかったため、迅速かつ効果的な災害復旧体制が作れなかったこと、未曾有の大災害であったため、非常時対応のリソースに大きな制約が生じ、かつ、リソースの配分についてルール化されていなかったため、時間軸の制約の中で復旧作業に支障が生じたことにより、下水道システムの機能回復に時間を要したことがあげられる。</p>
<p>住宅対策(町民生活課)</p> <p>○東日本大震災の際は、応急仮設住宅の確保に課題があったほか、用地不足や復旧・復興事業の集中による資材不足・高騰等により、災害公営住宅の整備に時間を要した。応急仮設住宅の確保については、平時から関係団体と非常時の役割分担について協議・調整を図るとともに、災害公営住宅の整備については整備可能な公用地等を把握し、人員・資材の確保を含め速やかに対応する必要がある。</p>

<p>10 リスクコミュニケーション</p> <p>防災・減災教育の推進(教育総務課)</p> <p>○学校防災体制を確立するため、宮城県では全ての学校に「防災主任」を配置するとともに、地域の拠点校に「安全担当防災主幹教諭」を配置し、学校防災マニュアルの作成に当たるとともに、防災訓練の実施に取り組んでいる。本町は、女川中学校に「安全担当防災主幹教諭」が配置されている。</p> <p>○防災・減災教育を推進するため、学校と地域が一体となった防災体制を構築するため、PTAや行政区、防災担当部署等の関係機関と連携した取組を行う必要がある。</p>
<p>帰宅困難者対策(総務課・企画課・健康福祉課)</p> <p>○災害発生時に公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者の発生が懸念される。企業等は、むやみに移動を開始しないという帰宅困難者対策の基本原則の下、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資を備蓄するなどの帰宅困難者対策を講じる必要がある。</p>
<p>自助・共助の取組の推進(企画課・町民生活課)</p> <p>○大規模災害時、公助のみでは対応困難な状況下においても被害軽減が図られるよう、引き続き自助・共助の取組を強化していく必要がある。</p> <p>○これまでの家庭内での支え合いによる自動システム機能の弱体化を補うためには、地域による支え合いがますます重要になっている。一人暮らしの高齢者は、加齢とともに日常生活を営み健康を維持する上で、何らかの支援を要する割合が高まることが考えられていることから、地域包括支援センターなどを中心として、地域で見守る体制作りがこれまで以上に重要となっている。NPOやボランティアによる地域活動や地域住民相互の助け合い・支え合いにより安心して生活できる地域社会づくりが求められている。</p> <p>○災害発生時においては、高齢者、障害者等の災害時要支援者に対する支援が適切かつ円滑に行われるとともに、地域住民が安心して生活するために、個々の被災者ニーズに応じたきめ細やかな支援が行われる必要がある。また、避難所運営において、男女共同参画の視点に配慮する必要がある。</p> <p>○児童虐待や、DVの増加、高齢者虐待、認知症高齢者や一人暮らしの高齢者の増加により社会的に孤立する高齢者の問題など、家族や地域における相互扶助機能の低下や地域の連帯感の希薄化が進んでおり、公的な福祉サービスだけでは対応できない課題が増加している。地域住民は自らの問題であるという認識を持ち、住民同士で助け合って解決に向かうような仕組み作りが重要である。</p> <p>○外国人住民が地域において安全安心に暮らしていくためには、日常から地域住民との交流を図り、地域での共助の一員となることが望まれている。外国人住民の場合、在留資格や文化的背景の違いなどから問題が複雑化しやすく、また、その家族にとっても、文化的背景の違いから家庭生活に困難を感じたり、摩擦が生じたりすることがある。生活上必要な情報や災害時の情報について、多言語化や、やさしい日本語での資料提供などを行うことが必要となっている。</p> <p>○東日本大震災に伴う住宅再建により、震災以前と異なるコミュニティでの生活を余儀なくされたことで、新しい地域での生活初期における人間関係構築が困難となり、新生活に対する不安が生じた。</p>

目標1 大規模自然災害が発生した時でも人命の保護が最大限図られる

1-1) 地震による住宅・建築物等の倒壊や火災による死傷者の発生

住宅の耐震化等(建設課)

- 昭和56年5月以前の旧耐震基準で建築された住宅について、新耐震基準への適合性を確認する耐震診断や適合しない住宅の耐震性を向上する耐震改修を促進するため、耐震診断・耐震改修の必要性について、テレビや新聞などの多様な手段により、普及啓発を行うとともに、助成事業の実施と拡充に努める。
- 高齢者のみの住宅や障害者等が同居する住宅をはじめ、避難場所・避難道路・緊急輸送道路等に沿った住宅について、耐震改修の促進を図る。
- 耐震診断・耐震改修の促進を図るため、市町村に対し、優先的に耐震化を促進するエリアの設定や、対象木造戸建て住宅の台帳を整備し、普及啓発に活用するとともに、耐震化の状況把握を行う。
- 大規模な造成宅地の情報については、県及び関係市町の窓口で閲覧できるよう整備し、広く住民に周知を図る。

多数の者が利用する建築物の耐震化等(建設課)

- 公共建築物の耐震診断・耐震改修状況の台帳整備と、耐震改修等の計画策定を促し、計画的な耐震改修の促進を図る。
- 民間建築物については、耐震診断・耐震改修の必要性に関し、多様な手段により普及啓発を行う。

学校の耐震化等(建設課・教育総務課)

- 令和2年8月から施設一体型の小中一貫教育学校として女川町立女川小・中学校が開校した。これに併せて、本年度において学校施設長寿命化計画を作成し適切な施設管理に努める。

<p>1-2) 広域にわたる大規模津波等による多数の死者・行方不明者の発生</p> <p>災害に強いまちづくりの構築(企画課・建設課・産業振興課)</p> <p>○被災地域を高台移転、職住分離等による復興まちづくり事業を推進していく。</p> <p>○大津波による再度の災害の防止や地盤沈下に伴う冠水被害を解消するため、基本的には高台移転・職住分離や防御施設を併用することとし、水辺空間の活用については、避難路を確保したうえで漁港地域を中心に産業・観光・公園等を整備していく。</p>
<p>総合防災情報システムの機能拡充(企画課)</p> <p>○「宮城県総合防災情報システム(MIDORI)」を運用し、地震、津波、風水害等の自然災害における情報を迅速かつ的確に収集するとともに、関係機関で必要な情報を迅速に伝達する。</p> <p>○非常時・災害時における防災・避難体制の構築に向けて、情報通信回線の冗長化や伝達手段の多様化・高速化を図るなど、確実な防災情報の伝達に向けて各種防災情報システムの運用を行う。</p>
<p>地域住民等に対する通信手段の整備(総務課・企画課)</p> <p>○関係機関と連携し、災害発生時の被災状況や問題発生状況を幅広く迅速に把握するため、衛星携帯電話、衛星通信、電子メール、防災行政無線等の通信手段を活用し、民間企業、報道機関、住民等からの情報等の多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。</p> <p>○災害時の情報伝達手段として、防災行政無線のみならず、災害情報共有システムを介し、メディアの活用を図るほか、携帯電話(緊急速報メール機能を含む)、衛星携帯電話、ツイッターなどのソーシャルメディア及び各種ボランティアの協力等を含めたあらゆる情報伝達手段の活用について検討し、災害時における多様な通信連絡手段の整備・充実に努める。</p>
<p>関係機関との連携(総務課・企画課・健康福祉課・産業振興課)</p> <p>○大規模地震災害時には、その業務量と時間的制約等により、被災地の地方公共団体等だけの災害応急対策の実施が困難となる場合があることから、迅速かつ的確な防災対策を実施するに当たって、被災していない地域の機関等の協力が必要となるため、他の地方公共団体等との広域応援体制の整備充実に努める。消防においては、緊急消防援助隊の受援体制を強化することにより、広域応援体制の整備充実に努める。応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模地震災害による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体等との間の協定締結も考慮するとともに、多種・多様な団体との災害時の応援協定の締結を推進する。</p> <p>○大規模災害時に迅速かつ的確に災害応急活動を実施し、住民等を災害から守るための活動拠点として機能する防災拠点の整備を推進する。</p> <p>○防災拠点また必要に応じ他地域への支援にも対応するため、運営マニュアル整備のほか、防災資機材や、その保管のための倉庫を整備する。</p> <p>○協定に基づく応援体制の実効性を確保するため、平時においては大規模災害時の具体的な応援等に係る情報交換を行うとともに、必要に応じて各種訓練の実施に努める。</p> <p>○複合災害時に備え、関係職員の派遣受け入れ及び資機材の搬入等の手段を複数準備するとともに、平時から防災関係機関相互の連携について協議する。</p> <p>○様々な複合災害を想定した訓練やシミュレーションを行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。また、地域特性に応じて発生の可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。</p>
<p>減災対策の推進(企画課)</p> <p>○海岸保全施設等のハード対策によって津波による被害をできるだけ軽減するとともに、それを超える津波に対しては、防災教育の徹底や防災訓練の充実など、避難することを中心とするソフト対策により生命及び身体の安全を守ることを最優先に、ハード・ソフトを組み合わせ一体的に災害対策を推進する。また、科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図る。</p> <p>○大津波警報、津波警報、津波注意報等の情報伝達体制や地震・津波観測体制の充実・強化を図るとともに、具体的なかつ実践的なハザードマップの整備、緊急避難所や避難路・避難階段の整備などまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努める。</p>
<p>公園の長寿命化等(建設課)</p> <p>○指定管理者を指定した場合、管理状況を把握し、指定管理者への助言指導を行い、施設の安全性を確保するとともに長寿命化対策を図る。</p> <p>○沿岸部に位置する公園においては、速やかに高台へ避難することができるよう、誘導サインを設置し、防災無線や広報車両等速やかな避難を呼びかける。</p>
<p>防災・減災教育の推進(教育総務課)</p> <p>○児童生徒一人一人が自ら危険を予測し回避できる力を身に付け、災害から身を守る(自助)とともに他者(共助)や社会(公助)の安全に貢献できる心を育み、「人としての在り方・生き方」について考えさせる防災教育を推進する。</p> <p>○平素からいろいろな場面を想定した防災訓練(通学バス・登下校中・校長の不在・休日等)を実施し、災害時の対応を確認するとともにその結果を防災マニュアルに反映する。</p> <p>○学校と地域が一体となった防災体制を構築するため、PTAや行政区、防災担当部署等の関係機関との連携体制の構築を図る。</p>

1-3) 異常気象等による広域かつ長期的な市街地・集落等の浸水

地域防災力の向上(企画課)

○想定しうる最大規模の洪水により、河川等が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。

下水道等の整備等(建設課)

- 災害時において、公衆衛生環境の悪化等を防止するため、下水道施設の耐震化を推進し、管理施設の多重化や拠点の分散等を検討する。
- 東日本大震災で甚大な被害を受けた下水道施設について、再度の災害を防止する観点から、設備等の施設配備や重要施設の水密化などを図り、処理機能が容易に失われず、被災しても代替の対応や早期の機能回復が可能となるよう所用の対策を講じる。
- 下水道管理施設に求められる信頼性と効率性を確保するためのストックマネジメント計画に基づき、改築更新を進めていく。
- 地盤沈下及び局所的な集中豪雨による浸水対策として、各種事業制度を活用し、事業の進捗を図る。

1-4) 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態

土砂災害(企画課・建設課)

- 土砂災害に対応するため、「宮城県砂防総合情報システム」を活用し、的確な防災情報の収集を強化すると共に、砂防施設の適切な維持管理と重点的な施設の改修と整備を推進する。また、保安林の適正な管理と整備を行い、治山対策を推進する。
- 大規模な土砂災害が発生した場合、町の砂防担当職員のみでは二次災害の防止に対して迅速かつ十分な対応は不可能であることから、宮城県砂防ボランティア協会との連携を図り、二次災害の防止に努める。
- 土砂災害警戒区域の指定により土砂災害の危険性を認識し避難行動に結びつけられるような周知を行う必要がある。
- がけ地近接等危険住宅移転事業の活用を図るなどソフト対策を組み入れた対策が必要である。

目標2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

2-1) 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

災害時の物流対策(企画課・建設課)

○大規模な災害が発生した場合の被害を想定し、あらかじめ、必要とされる食料について調達体制を整備し、これらの供給確保に努める。
 ○応急生活物資等の供給・輸送に関し、小売業者や物流事業者等の関係団体と「災害時における支援協定」を締結し、物資等の要請・調達・輸送体制等、供給の仕組みを確立させる。

2-2) 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

災害対応体制整備(企画課)

○他自治体等との広域応援体制の整備充実を図り、平時から防災関係機関・協定先との相互連携・支援体制の確立に努める。
 ○災害時の初動対応として、消防団の消火活動、救出救助及び応急復旧活動が非常に重要であることから、消防団の活動拠点となる消防施設の整備等を検討するとともに、消防団が安全に活動できるよう消防資機材の配備を進める。

2-3) 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食糧等の供給不足

帰宅困難者対策(総務課・企画課・健康福祉課)

○交通事業者と連携し、災害発生時に公共交通が不通となった場合の帰宅困難者の移動支援対策を講じる。
 ○帰宅困難者用の備蓄品の配備や一時滞在施設の確保を図るとともに、関係機関と連携した避難受入・帰宅支援を実施する。

2-4) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

保健医療(健康福祉課)

○大規模改修工事等により、医療施設の耐久化を促進する。
 ○医師会や県と連携し、災害時の医療機関相互の情報網を整備していく。
 ○病院、診療所、福祉施設、在宅介護事業者等の連携強化・情報共有の促進により、安心して医療が受けられる体制づくりを推進する。

2-5) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

衛生対策(健康福祉課)

○災害時において、感染症予防のための健康調査、保健指導を行い、感染症の発生状況の把握に努める他避難所等におけるトイレ等の衛生管理、消毒及び手洗い等感染症発生予防のための指導を行う。

目標3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

3-1) 情報伝達の不備や停止等による被害の拡大

通信体制の整備(企画課)

○災害時の情報伝達手段として、防災行政無線のみならず、災害情報共有システムを介し、メディアの活用を図るほか、携帯電話(緊急速報メール機能を含む)、衛星携帯電話、データ放送、ツイッターなどのソーシャルメディア及び各種ボランティアの協力等を含めたあらゆる情報伝達の活用について検討し、災害時における多様な通信連絡手段の整備・充実を推進する。

目標4 大規模自然災害発生直後であっても経済活動(サプライチェーン)を機能不全に陥らせない

4-1) サプライチェーンの寸断等による企業活動の低下

企業のBCP策定促進(総務課・企画課・産業振興課)

○平成27年3月に県が保険会社及び県内4つの商工団体と締結した「宮城県における企業のBCP策定等支援に関する協定」に基づき、協定締結機関と連携しながら、「みやぎBCPガイドライン」等を活用し、企業への一層の普及を図るとともに、企業のBCP策定状況を把握し、今後の施策に反映させる。

4-2) コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

産業施設の防災対策(産業振興課)

○多様な移動経路や移動手段を確保するなど、地域の実情に応じた持続可能な公共交通を構築する。

4-3) 基幹的交通ネットワーク(陸上、海上)の機能停止

交通基盤の維持等(企画課・建設課)

○高規格幹線道路網の整備や、主要幹線道路における橋梁の耐震化・長寿命化、町際道路の整備、離島・半島部道路の整備、交通安全施設の整備及び多重防御による津波対策を推進する。また、県内外の地域間連携を進めるため広域交通ネットワークによる多様な移動経路や移動手段を確保し、災害に強い交通ネットワークの再構築を図る。
 ○地震直後の道路網断絶による避難行動や初動活動の阻害を防ぐため、防災点検及び橋梁点検等で対応が必要とされた箇所について、緊急輸送道路や緊急性が高い箇所から順次、落石危険箇所の防災対策や橋梁の耐震化を実施する。
 ○重要な生活道路について、幅員狭あい区間などの改良を行い、交通の安全性及び円滑性を確保する。また、津波被災地の防災集団移転地と既存集落を結ぶアクセス道路を整備する。
 ○災害時に交通途絶から集落が孤立することを防止するため、危険箇所や橋等に対する予防対策を推進するとともに、地域住民等に危険箇所を周知する。
 ○災害が発生した場合における道路利用者への情報提供を可能とするため、交通管制センター、交通監視カメラ、車両感知器、交通情報版等の交通安全施設の整備を推進するとともに、緊急交通路等の重要道路に設置されている交通信号機への電源付加装置の整備を推進する。
 ○道路管理者は、発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について民間団体等との協定等を締結する。また、道路管理者は、道路啓開等を迅速に行うため、協議会の設置等による道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案する。
 ○迂回路として活用できる農道等について、幅員、通行可能荷重等の情報を道路管理者間で共有する。
 ○多様な移動経路や移動手段を確保するため、バス・離島航路への支援を行い、地域の実情に応じた持続可能な公共交通の維持を図る。
 ○県管理主要進路施設に関しての情報を共有しつつ必要な対策・対応は強く要望し基幹陸上ネットワークが常時確保されるよう努める。

4-4) 食料等の安定供給の停滞

農林水産基盤の保全(産業振興課)

○災害対応力の強化に向けて、生産基盤施設等の耐震調査・耐震対策、施設管理者の業務継続体制の確立及び農村の防災対策等を推進する。
 ○水産業の復旧・復興のため、水産業団体の被災施設の再建整備に対する支援を行う。
 ○流通施設や水産加工施設を漁港内に一体的に整備するほか、新たな経営体の導入や既存経営体のコスト削減を推進し、水産業の再構築を図る。

目標5 大規模自然災害発生直後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

5-1) 上下水道等の長期間にわたる機能停止

上下水道の耐震化等(建設課)

- 強靱な水道施設を構築するため、送水施設及び基幹土木施設等の耐震化やバックアップ施設の整備を図る。また、水道用水について、安定した供給と経営を継続していくため、施設の長寿命化を図りながら、更新時期を迎えた施設については、将来の需要に対応した施設のダウンサイジング(縮小化)を検討した上で、アセットマネジメント(資産管理)の手法を活用して、計画的な更新を行う。
- 水道施設の計画的な老朽化対策を行うとともに、国庫補助事業等を効果的に活用した施設の耐震化対策を推進する。
- 災害時において、公衆衛生環境の悪化等を防止するため、下水道施設の耐震化を推進し、管理施設の多重化や拠点の分散等を検討する。
- 東日本大震災で甚大な被害を受けた下水道施設について、再度の災害を防止する観点から、設備等の施設配備や重要施設の水密化などを図り、処理機能が容易に失われず、被災しても代替の対応や早期の機能回復が可能となるよう所の対策を講じる。
- 下水道管理施設に求められる信頼性と効率性を確保するためのストックマネジメント計画に基づき、改築更新を進めていく。

5-2) 地域交通ネットワークが分断する事態

交通基盤の維持等(企画課・建設課)

- 高規格幹線道路網の整備や、主要幹線道路における橋梁の耐震化・長寿命化、町際道路の整備、離島・半島部道路の整備、交通安全施設の整備及び多重防御による津波対策を推進する。また、県内外の地域間連携を進めるため広域交通ネットワークによる多様な移動経路や移動手段を確保し、災害に強い交通ネットワークの再構築を図る。
- 地震直後の道路網断絶による避難行動や初動活動の阻害を防ぐため、防災点検及び橋梁点検等で対応が必要とされた箇所について、緊急輸送道路や緊急性が高い箇所から順次、落石危険箇所の防災対策や橋梁の耐震化を実施する。
- 重要な生活道路について、幅員狭あい区間などの改良を行い、交通の安全性及び円滑性を確保する。また、津波被災地の防災集団移転地と既存集落を結ぶアクセス道路を整備する。
- 災害時に交通途絶から集落が孤立することを防止するため、危険箇所や橋等に対する予防対策を推進するとともに、地域住民等に危険箇所を周知する。
- 災害が発生した場合における道路利用者への情報提供を可能とするため、交通管制センター、交通監視カメラ、車両感知器、交通情報版等の交通安全施設の整備を推進するとともに、緊急交通路等の重要道路に設置されている交通信号機への電源付加装置の整備を推進する。
- 道路管理者は、発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について民間団体等との協定等を締結する。また、道路管理者は、道路啓開等を迅速に行うため、協議会の設置等による道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案する。
- 迂回路として活用できる農道等について、幅員、通行可能荷重等の情報を道路管理者間で共有する。
- 多様な移動経路や移動手段を確保するため、バス・離島航路への支援を行い、地域の実情に応じた持続可能な公共交通の維持を図る。
- 復興事業により整備した新設施設を含めた効率的な維持管理を実施していくための長寿命化計画を策定し適切な維持管理を行う。
- 災害時の避難行動の阻害を防ぐため、橋梁点検等で対応が必要とされた箇所については順次対応を図る。
- 重要な生活道路に限らず幅員狭あい道路の改良を行い交通の安全性を確保する。
- 災害時の交通途絶から集落が孤立することを防止するため行き止まり道路の解消を図る。

目標6 大規模自然災害発生直後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

6-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

災害廃棄物等への対応(町民生活課)

○防災計画中に定めた災害等が発生した場合の対策事項で、廃棄物処理活動の処理体制・実施体制・役割分担を適切に励行し、地域の環境の保全を行う。

6-2) 復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

復旧・復興を担う人材の確保(総務課・企画課)

○災害時に速やかに要援護者等の支援活動ができるように、地区民生委員等の研修機会を作るとともに、災害ボランティアセンターを迅速に立ち上げられるように社会福祉協議会との連携により設置訓練を実施し有事に備える。
○生活支援員については東日本大震災の際に、相応の結果を残した。次の災害時にも対応できるよう、町と社会福祉協議会において経験やノウハウを引き継ぐことができる環境を整える。

6-3) 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

自助・共助の取組の推進(企画課・町民生活課)

○被災後の住宅再建と並行した新しい地域コミュニティ再生のきっかけづくり(顔合わせの機会をつくること)や、新生活開始後に地域住民主体で持続可能なコミュニティ活動の実施支援を一定期間継続する。
○被災状態にない通常の生活時期における、住民主体の地域活動の活性化を継続支援していく。

6-4) 被災者に対する十分な住宅対策や健康支援策が講じられず、生活再建が著しく遅れる事態

住宅対策(町民生活課)

○大規模災害時において、応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の整備が可能な公用地等を把握し、応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の整備確保のため、災害の規模により、地元企業の活用による急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の整備確保を行う。
○災害公営住宅の整備に関し、整備が可能な公用地等を把握し、人員・資材の確保を含め速やかに対応する。

被災者支援策(町民生活課)

○住宅再建支援制度設計の迅速な実施と窓口対応の強化(人員確保や制度運用)による対応充実により、早期の住宅復旧に対する住民理解を高めて、住宅再建に係る費用負担等住民の不安解消を図る。

1 女川町の概況

第1 位置

女川町は、宮城県の太平洋岸にあって、仙台湾の北辺に突出する牡鹿半島の付け根に位置し、東西18km、南北12km、総面積65.35km²の地域であり、その83.7%は標高456mの石投山を最高峰とする起伏に富んだ山地形により占められ、周囲は石巻市に接している。

平成28年4月1日現在

方位	経緯度	距離	面積	海岸線延長
東端	東経 141° 36' 23"	18km	65.35km ²	78.3km
	北緯 38° 23' 30"			
西端	東経 141° 23' 58"			
	北緯 38° 25' 11"			
南端	東経 141° 36' 01"	12km	65.35km ²	78.3km
	北緯 38° 23' 02"			
北端	東経 141° 27' 32"			
	北緯 38° 29' 34"			

国土地理院・宮城県河川課「海岸統計」

女川町の位置



第2 地勢

1 地形

女川町は、牡鹿半島の北西部に連なり、その海岸線は屈曲に富み、海蝕崖が連続している。

また、北部の石投山(標高456m)を最高峰として山地が町の区域の83.7%を占め、平地は女川湾の湾奥部等に小規模な海岸平野が見られる程度である。

2 地質

主として中生代三畳紀の稲井層群及びジュラ紀中・後期の牡鹿層群が分布し、それらを生代白亜紀の深成岩類及び岩脈類が貫いている。それらの地層及び岩石は、様々な方向の断層により寸断されており、主として北北東-南南西～北東-南西方向の摺曲構造が発達、一部(横浦付近)には過摺曲が認められる。

横浦、尾浦付近から西側は、中生代三畳紀の砂岩、貢岩、粘板岩及び礫岩からなる稲井層群平磯層・大沢層・風越層及び伊里前層が分布し、それらに中生代白亜紀のひん岩、閃緑岩及び斑れい岩などが貫入している。

横浦、尾浦付近から東側は、中生代ジュラ紀中～後期の砂岩、貢岩及び礫岩からなる牡鹿層群月の浦累層及び荻の浜累層が分布し、それらに中生代白亜紀のひん岩が貫入している。

出島西半部には、ジュラ紀中～後期の砂岩及び貢岩からなる牡鹿層群月の浦累層が分布し、東半部には三畳紀の砂岩及び貢岩からなる稲井層群の風越層及び伊里前層が分布している。

江島北西部には、三畳紀の砂岩及び貢岩からなる稲井層群風越層及び伊里前層が分布、南東部には、ジュラ紀中～後期の砂岩及び貢岩からなる牡鹿層群月の浦累層が分布し、それらに白亜紀のひん岩及び花崗閃緑岩が貫入している。

(1) 裾曲

町内には、北北東-南南西方向に延びる波長 5～6 km の摺曲構造が認められる。背斜構造は、雄勝峠から万石浦安住付近を通る背斜構造及びその東方の高梨山西方から女川港の石浜付近を通る雄勝背斜の 2 背斜が認められる。向斜構造は、石投山及び浦宿を通る浦宿向斜及びその東方の出島西方から飯子浜付近を通る大須向斜の 2 向斜が認められる。

(2) 活断層

町内には活断層は認められないが、古い時代に活動したものと推定される断層は多数認められ、大別すると摺曲構造に平行もしくは斜めに切る縦断層群と摺曲軸に大きく斜交する横断層群とに分類される。

3 河川

本町の河川は、二級河川の女川(2,500m)、止野川(500m)及び大沢川(900m)があり、

それぞれ女川湾、万石浦に注いでおり、近年堤防等の改修により溢水の危険性は減少したが、河口付近は標高が低いことから降雨期、高潮、津波等の場合は、危険にさらされることが予想される。

第3 気象

宮城県の気象は、東北気候区に属し温暖で住みやすい環境にある。

女川町内には江島に地域気象観測所があり、隣接する石巻市には、石巻特別地域気象観測所がある。江島の平均気温は12～13℃、石巻では11～13℃とほぼ12℃前後となっている。

降水量は、江島では年間1,424mm（平成26年）であるが、台風シーズンとなる9月は月間降水量が200mmを超えている。江島、石巻とも6月～10月は100mmを超え降水量が多く、沿岸に位置する女川町においてもこの期間は水害等の発生に注意を要する季節といえる。

気象は、県内では比較的温暖な地域で、ここ5年間の平均気温は12.67℃、平均降水量は1,268.9mmとなっている。また、積雪日数は、県内では少ない方である。

第4 人口と世帯数

平成27年10月1日の国勢調査による本町の人口は、6,334人、世帯数は3,154世帯、1世帯あたりの人員は、2.08人となっている。昭和55年からの5年毎の推移をみると、総じて減少の傾向にあり、核家族化が進行している。

また、年齢階層別人口の割合の推移は、年々高齢化が進むとともに年少人口の減少が顕著であり、平成27年度では、年少人口（15歳未満）が8.7%、老年人口（65歳以上）が33.6%を占め、災害時に要配慮者となる可能性が高い人口が42.3%となっている。

人口・世帯数の推移

各年10月1日現在(単位:世帯、人、%、km²)

区分	世帯数			人口					面積	人口密度	一世帯あたりの人数
	実数	増加数	増加率	実数	増加数	増加率	男	女			
大正9	1,256	726	137.0	7,489	3,809	103.5	4,021	3,468	—	—	5.96
昭和55	4,583	323	7.6	16,105	△840	△5.2	8,090	8,015	66.49	242.2	3.51
60	4,345	△238	△5.2	15,246	△859	△5.3	7,470	7,776	66.58	229.0	3.51
平成2	4,357	12	0.3	14,018	△1,228	△8.1	6,952	7,066	65.67	213.5	3.22
7	4,493	136	3.1	13,044	△974	△6.9	6,526	6,518	65.71	198.5	2.90
12	4,299	△194	△4.3	11,814	△1,230	△9.4	5,813	6,001	65.75	179.8	2.75
17	3,939	△360	△8.4	10,723	△1,091	△9.2	5,150	5,573	65.79	163.0	2.72
22	3,968	29	0.7	10,051	△672	△6.3	4,887	5,164	65.79	152.8	2.53
27	3,154	△814	△20.51	6,334	△3,717	△36.98	3,459	2,875	65.35	96.9	2.08

企画課：国勢調査

年齢別3区分人口の推移

各年10月1日現在(単位:人、%)

区分	人口 総数	年少人口(0歳～14歳)				生産年齢人口(15歳～64歳)				老年人口(65歳以上)			
		男	女	計	比率	男	女	計	比率	男	女	計	比率
昭和60	15,246	1,672	1,517	3,189	20.9	5,090	5,191	10,281	67.4	708	1,068	1,776	11.7
平成2	14,018	1,302	1,155	2,457	17.5	4,816	4,644	6,460	67.5	834	1,267	2,101	15.0
7	13,044	1,015	934	1,949	14.9	4,504	4,073	8,577	65.8	1,007	1,511	2,518	19.3
12	11,814	809	729	1,538	13.0	3,811	3,546	7,357	62.3	1,193	1,726	2,919	24.7
17	10,723	664	615	1,279	11.9	3,158	3,069	6,227	58.1	1,328	1,889	3,217	30.0
22	10,051	542	515	1,057	10.5	2,946	2,670	5,616	56.0	1,388	1,974	3,362	33.4
27	6,334	280	274	554	8.7	2,241	1,413	3,654	57.7	938	1,188	2,126	33.6

企画課:国勢調査

第5 交通

女川町への主な交通網としては、東日本旅客鉄道(株)(以下、JRという。)石巻線(小牛田～女川)と国道398号があげられる。

また、三陸自動車道石巻河南ICから車で約0.5時間の距離にあり、主要地方道女川牡鹿線及び県道牡鹿半島公園線(コバルトライン)が牡鹿半島を縦走している。

公共交通機関は、JR石巻線(女川駅終点)、ミヤコーバス(株)が運行する路線バス及び第三セクターのシーパル女川汽船(株)が運行する離島間の定期航路があるほか、町民バスの運行を実施している。

第6 土地利用

女川町の全面積65.35km²の地目別土地利用は、山林が54.69km²(83.7%)と大部分を占めている。三方を石投山など標高400m前後の山々に囲まれ平地が少ないため、山間の傾斜地に農地が形成されている。特に大正時代初期から現在までの土地利用の変遷は、海面埋立等により市街地が全体的に膨らみ、女川湾から万石浦を結ぶ地区の宅地・市街化が著しい。

地目別面積及び割合の推移

各年1月1日現在（単位：ha）

区分年	総面積	田		畑		山林		宅地		原野		雑種地		その他	
			%		%		%		%		%		%		%
平成23	6,579	6	0.1	28	0.4	5,521	84.0	184	2.8	129	1.9	95	1.4	616	9.4
24	6,579	5	0.1	28	0.4	5,519	83.9	186	2.8	128	1.9	96	1.5	617	9.4
25	6,579	4	0.1	28	0.4	5,518	83.9	186	2.8	129	1.9	93	1.4	621	9.5
26	6,579	3	0.1	27	0.4	5,516	83.8	192	2.9	126	1.9	94	1.4	621	9.5
27	6,535	3	0.1	27	0.4	5,469	83.7	196	3.0	127	1.9	93	1.4	620	9.5
28	6,535	3	0.1	26	0.4	5,453	83.4	210	3.2	125	1.9	92	1.4	626	9.6
29	6,535	2	0.1	24	0.4	5,439	83.2	222	3.4	125	1.9	94	1.4	629	9.6
30	6,535	—	—	10	0.2	5,454	83.5	217	3.3	46	0.7	192	2.9	616	9.4
令和元	6,535	—	—	9	0.1	5,446	83.3	217	3.3	46	0.7	192	3.0	625	9.6
2	6,535	—	—	8	0.1	5,408	82.7	190	2.9	44	0.7	194	3.0	691	10.6

税務課：土地概要調査

第7 過去における災害の概要

女川町では、過去に地震、津波及び台風等の自然災害が度々発生しており、その被害は大きいものがある。

本町の過去における主な災害は、次のとおりである。

1 地震、津波の状況

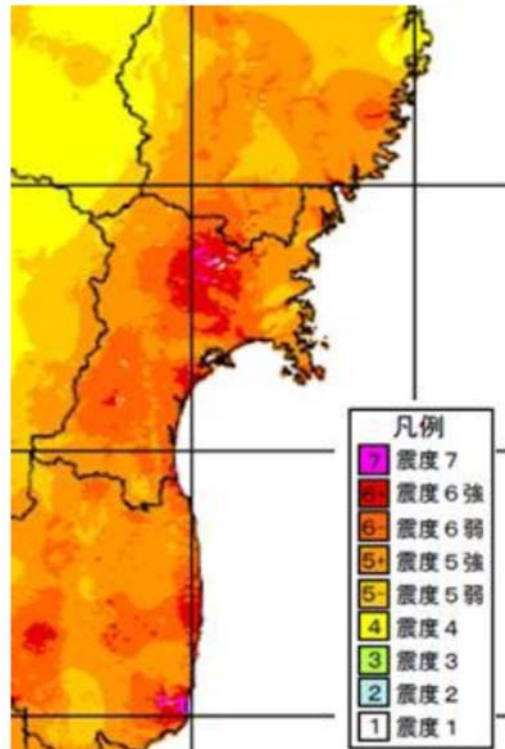
発震月日 (津波の起こった年月日)	震源 (規模M)	災害の状況及び被害
昭和8年3月3日 (同上)	三陸沖 東経144.7° 北緯39.1° (8.3)	最大波高(尾浦2.7m) 死者1名 全壊住家3戸 半壊〃9戸 } 津波被害
昭和35年5月23日 (昭和35年5月24日)	チリ 西経73.5° 南緯38.0° (8.5)	最大波高(女川4.3m) 全壊住家147戸 半壊〃575戸 ほか水産、商工等被害大 被害総額2,487,523千円 } 津波被害
昭和53年6月12日 (津波なし)	宮城県沖 東経142.10° 北緯38° (7.4)	半壊住家18戸 商工業被害大 被害総額1,372,791千円
平成15年5月26日 (津波なし)	宮城県沖 東経141.8° 北緯38.8° (7.0)	一部破損住家5戸 土木・産業・公共施設被害有
平成15年7月26日 (津波なし)	宮城県北部 東経141.2° 北緯38.4° (6.2)同程度3回	一部破損住家6戸 土木・産業・公共施設被害有
平成17年8月16日 (同上・潮位変動)	宮城県沖 東経142.2° 北緯38.1° (7.2)	最大波高(女川28cm) 一部破損住家24戸 土木・産業・公共施設被害有
平成22年2月28日 平成22年3月1日	チリ 西経72.6° 南緯36.1° (8.8)	最大波高(女川港1.2m) 住宅床上浸水1戸、床下浸水5戸 店舗浸水78店舗、倉庫浸水8棟 養殖施設被害68施設
平成23年3月11日 (同上)	東北地方太平洋沖 東経142° 51.6' 北緯38° 06.2' (9.0)	最大波高(女川14.8m) 死者574名 死亡認定者253名 全壊住家2,942棟 大規模半壊住家149棟 半壊住家200棟 一部損壊住家661棟

2 東日本大震災の地震の概況

(1) 地震の発生状況

平成23年3月11日14時46分18.1秒、三陸沖(北緯38° 06.2′ 東経142° 51.6′ 震源の深さ24 km)でマグニチュード(M)9.0の地震が発生し、女川町で震度6弱を観測した。

推計震度分布図 (気象庁資料)



(2) 地震の特徴

震源域が東北地方から関東地方にかけての太平洋沖の幅約200 km、長さ約500 kmと広範囲にわたり、日本列島のほぼ全域で揺れを観測するほどの海溝型の巨大地震であった。

本震の発震機構は、西北西－東南東方向圧力軸を持つ逆断層型で、太平洋プレートと陸のプレートとの境界で発生し、巨大津波を発生させた。断層すべりの大きさは、宮城県沖で最大25m以上に達すると推定されている。

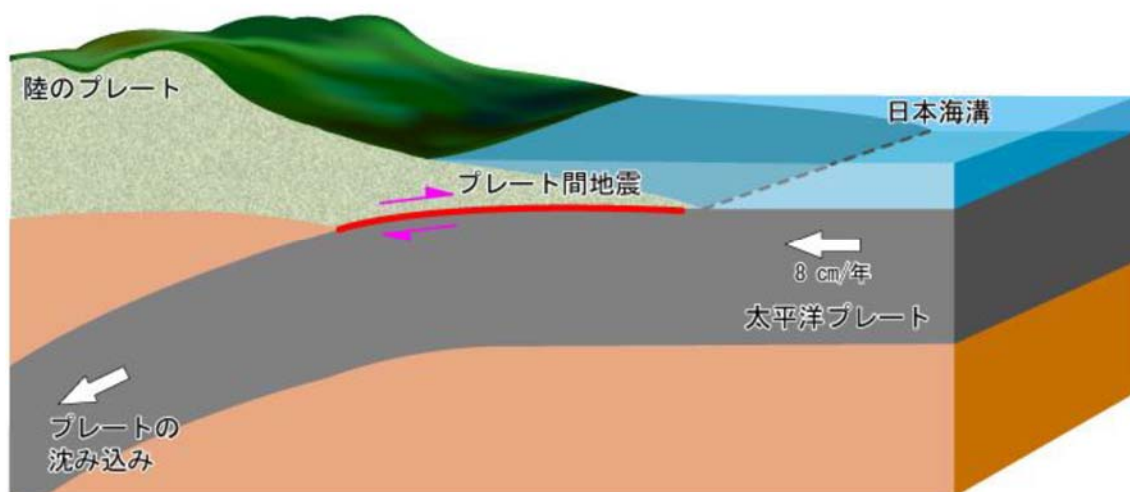
東北地方太平洋沖地震により、石巻市牡鹿では上下変動量で約1.2m程度沈下し、水平変動量で約5.3m程度東南東方向に移動した。

過去の大地震と比較して、余震の発生回数が非常に多く、地震から3週間後の4月1日においてマグニチュード5以上の余震が400回以上発生している。

(3) 地震発生のメカニズム (本震)

2011年3月11日以前においては、しっかりと固着していた太平洋プレートと陸側プレートの境界面(図中の赤線部)で、2011年3月11日14時46分に大きなすべりが急激に発生した(東北地方太平洋沖地震 本震)。このプレート境界では20~30m程度のすべりが発生したと考えられるが、日本海溝に近い領域では最大80m程度にも達するすべりが発生したと考えられる。本震発生時にすべった領域は南北に約500km、東西に約200km程度である。このような広範囲におけるプレート境界での膨大なすべりにより、マグニチュード9.0という超巨大地震が発生した。

2011年3月11日 14時46分 本震の発生メカニズム



※2011年3月11日 14時46分のマグニチュード9.0の地震 (本震)

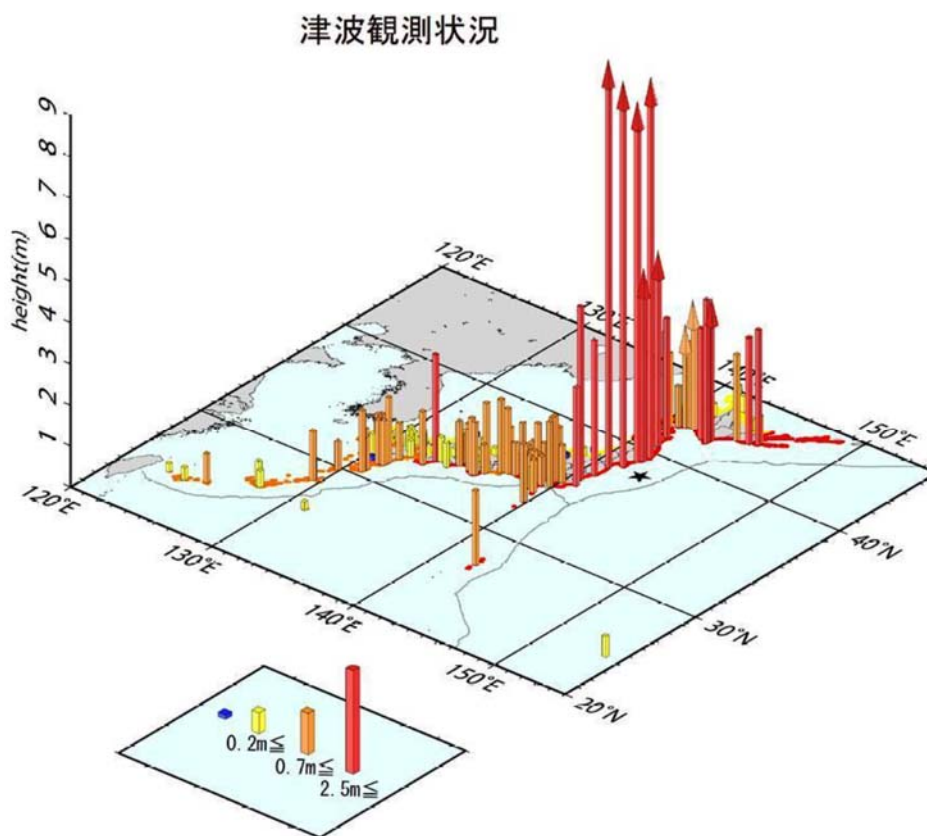
※ピンク色矢印は本震のすべりの方向を表す

3 東日本大震災の津波の概況

(1) 津波観測状況

「平成 23 年(2011 年)東北地方太平洋沖地震」により、東北地方太平洋沿岸をはじめとして全国の沿岸で津波が観測された。各地の津波観測施設では、福島県相馬で 9.3m 以上、宮城県石巻市鮎川で 8.6m 以上など、東日本の太平洋沿岸を中心に非常に高い津波を観測したほか、北海道から鹿児島県にかけての太平洋沿岸や小笠原諸島で 1m 以上の津波を観測した。また、津波観測施設及びその周辺地域において現地調査を実施し、津波の痕跡の位置等をもとに津波の高さの推定を行った結果、地点によっては 10m を越える津波の痕跡が確認されている。

女川町では、地震発生から約 50 分後の 15 時 35 分頃、女川湾口一帯で最大津波高 14.8m (県内最大)、最大浸水高 18.5m、最大遡上高 34.7m (県内最大) を観測したほか、町の浸水域は 320ha、被害区域は 240ha を記録した。



※ 矢印は、津波観測施設が津波により被害を受けたためデータを入手できない期間があり、後続の波でさらに高くなった可能性があることを示す。

※ 当グラフは、気象庁が内閣府、国土交通省港湾局・海上保安庁・国土地理院、愛知県、四日市港管理組合、兵庫県、宮崎県、日本コークス工業(株)の検潮データを加えて作成したもの。

東日本大震災における津波観測状況 (気象庁資料)

4 風水害等の状況

発生年月日	災害の状況及び被害
昭和55年12月24日 最大風速 江島29m/S 最大波高 江島14.4m 積雪(平野部)21cm	暴風雪被害 半壊住家5戸 一部破損68戸 床上浸水14戸 床下浸水259戸 暴風雪による水産関係被害大 被害総額2,375,796千円
昭和61年8月4～5日 累積降雨量 江島176mm 最大風速 江島13m/S	台風10号 全壊住家5戸 半壊住家5戸 一部破損1戸 床上浸水33戸 床下浸水139戸 住家被害総額127,672千円 その他公共土木施設等被害大 被害総額344,955千円
平成18年10月6～7日 累積降雨量 女川243mm 最大風速 江島30m/S 最大波高 江島8.4m	低気圧被害 半壊住家3戸 一部破損127戸 床上浸水6戸 床下浸水56戸 倒木75件 水産関係被害総額951,161千円 公共施設被害総額55,803千円 その他 気仙沼漁港所属の漁船1隻が出島東の海域 で座礁、航行不能となり遭難、乗組員全員 16名が行方不明となる。
平成23年9月20～22日 累積降雨量 女川452mm 最大1時間降水量 女川75mm 最大風速 女川15m/S	台風15号 浸水面積 田畑及び住宅地 約5ha 浸水家屋数 仮設住宅 約150戸
令和元年10月12日～13日 期間降水量 女川357mm 最大1時間降水量 女川59mm	令和元年東日本台風 住家被害 床上浸水44棟 床下浸水50棟

2 地震被害想定

第1 対象とする地震

女川町では、これまで被害想定調査に基づき地域防災計画の修正を実施してきたが、東日本大震災では、国内観測史上最大のマグニチュード9.0という巨大地震とそれにより引き起こされた巨大津波により、甚大な被害が発生した。

このため、今後の地震対策において想定される地震を新たに設定し、その対策に努める。

1 想定される地震の設定と対策の基本的考え方

町は、地震災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を想定し、その想定結果に基づき対策を推進する。

今後、被害の全体像の明確化及び広域的な防災対策の立案の基礎とするため、具体的な被害を算定する被害想定を行い、減災目標を設定する。

その際、今後の防災対策の推進による被害軽減効果をできるだけ定量的に示すことができるよう検討するとともに、地域性の考慮、複数の被害シナリオの検討等に留意する。また、自然現象は大きな不確定要素を伴うことから、想定やシナリオには一定の限界があることに留意する。

2 想定される地震の考え方

想定される地震動は、構造物・施設等の供用期間中に数度発生する確率を持つ一般的な地震動と、発生確率は低いが内陸直下型又は海溝型巨大地震に起因する高レベルの地震動とする。

この場合、構造物・施設等は一般的な地震動に際しては機能に重大な支障が生じないこと。また、高レベルの地震動に際しても人命に重大な影響を与えないことを基本的な目標とする。

さらに、重要度が高い構造物・施設等については、高レベルの地震動に際して他の構造物・施設等に比べ耐震性能に余裕を持たせることを目標とする。

3 地震被害想定について

県では、過去の地震被害に鑑み有効な地震対策を講じるため、昭和59年度～61年度の第一次から平成14年度～15年度の第三次まで、三度の宮城県地震被害想定調査を行っている。第三次被害想定調査から8年が経過した平成23年度に、沿岸部の土地利用状況や構造物の整備状況の変化を踏まえ、第四次被害想定調査を実施していたが、平成23年3月11日に東日本大震災が発生し、当初想定していた以上の被害が発生した。被害想定調査の対象となるべき沿岸部のライフライン、固定資産、養殖施設、海岸構造物、社会資本などが毀損し、これらに基づく被害想定調査の実施ができなくなり、中断することとなった。次期被害想定調査については、被災市町において復興に向けたまちづくりがある程度進展した段階で実施することとしている。

第2 想定地震

平成12年11月27日に国の地震調査研究推進本部地震調査委員会(以下「地震調査研究推進本部」という。)は、「宮城県沖地震の長期評価」を公表し、宮城県沖地震の発生が切迫していることに加え短い周期性を有していること。更には、日本海溝寄りと連動して発生した場合、M8.0前後となり、津波の発生の可能性をも示唆した。宮城県沖地震は、東北地方の陸側のプレートの下へ太平洋プレートが沈み込むことに伴って、これらの2つの境界面の牡鹿半島沿岸から東方へ広がる範囲で発生していると考えられている。

また、地震調査研究推進本部は、平成14年2月13日に公表した「長町一利府線断層帯の評価」において、断層帯全体(長さ40km)が動いた場合、M7.0～7.5程度の地震が発生する可能性があるとしたが、この断層帯による地震が発生する確率は30年以内1%以下と評価した。ただし、過去の活動が十分には明らかでなく、最新活動時期が特定できないため最新活動後の経過率は不明であることから、発生確率に関する信頼度は低いとしている。

宮城県沖地震の長期評価のまとめ

項目	特性
発生位置の目安、地震の型	<ul style="list-style-type: none"> 宮城県の牡鹿半島の東方域 北緯38.1～38.5° 東経141.5～142.5° 東北地方の陸側のプレートと太平洋プレートの境界面。 低角逆断層型
過去の活動	<ul style="list-style-type: none"> 最長活動間隔 42.4年 平均活動間隔 37.1年 最短活動間隔 26.3年
次の活動時の地震の規模	<ul style="list-style-type: none"> マグニチュード(M) 7.5前後 日本海溝寄りの海域の地震と連動して発生した場合 (M) 8.0前後 (津波の発生も指摘)
次の活動の発生可能性に関する数値 (対数正規分布モデルによる試算値)	<ul style="list-style-type: none"> 10年以内の発生確率 39% 20年以内の発生確率 88% 30年以内の発生確率 99%

(注)評価時点は全て2003年6月1日現在。有効数字一桁で表示。

地震調査研究推進本部(2000、2003)

地震調査研究推進本部では、宮城県沖地震の長期評価結果を受けて、次の宮城県沖地震の震源断層の形状を評価し、震度分布などの強震動の予測を行い、平成15年6月18日にその結果を公表した。

第3 地震被害想定

1 地震被害想定調査結果の概要

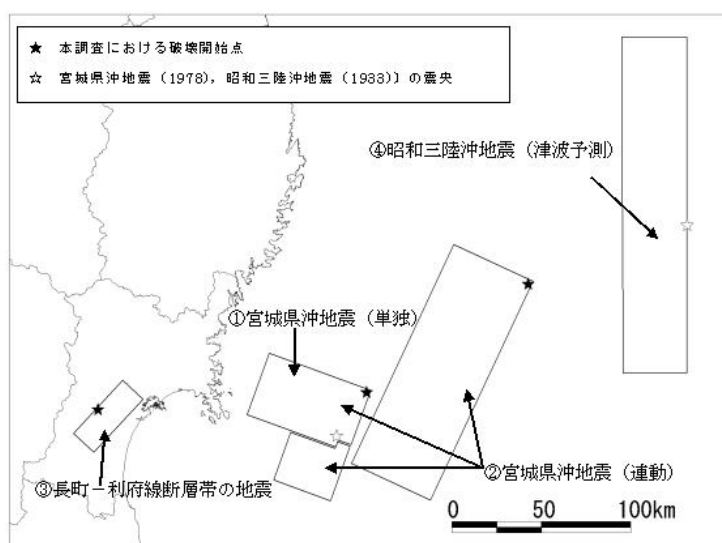
宮城県では、昭和53年宮城県沖地震以降の昭和59年度～61年度(第1次)及び平成7年兵庫県南部地震以降の平成7年度～8年度(第2次)に2度の地震被害想定調査を行っている。地震調査研究推進本部の宮城県沖地震の長期評価における新しい知見、学術上の進展や前回調査からの社会条件の変化等を踏まえて、よりの確な地震防災対策を遂行するために、平成14年度～15年度にかけて、第3次の地震被害想定調査を実施した。

想定地震は、地震調査研究推進本部で想定された、宮城県沖地震(単独)と(連動)、そして仙台市の直下に位置している長町-利府線断層帯の地震の3地震とし、最新のデータや知見を取り入れて、地震被害想定を行った。

また、昭和59年度～61年度に宮城県津波被害想定調査を実施したが、その後14年が経過し、震源モデルや海底地形モデルなどで様々な新しい知見が得られるようになってきたこと、及び計算機の発達により、詳細なシミュレーションが行われるようになってきたことから、津波浸水域予測も併せて第三次地震被害想定調査の中で実施した。

なお、津波は、宮城県沖地震以外の地震に伴うものについても考慮する必要がある。

第3次地震被害想定で想定した地震の断層モデル位置図



★破壊開始点

☆破壊開始点 [宮城県沖地震(1978)、昭和三陸地震(1933)]

3 津波被害想定

第1 対象とする津波

女川町では、これまで被害想定調査に基づき地域防災計画の修正を実施してきたが、東日本大震災では、国内観測史上最大のマグニチュード9.0という巨大地震とそれにより引き起こされた巨大津波により、甚大な被害が発生した。

このため、今後の津波対策として想定される津波を新たに設定し、その対策に努める。

1 想定される津波の設定の基本的考え方

町は、津波災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波を想定し、その想定結果に基づき対策を推進する。

今後、被害の全体像の明確化及び広域的な防災対策の立案の基礎とするため、具体的な被害を算定する被害想定を行い、減災目標を設定する。

その際、今後の防災対策の推進による被害軽減効果をできるだけ定量的に示すことができるよう検討するとともに、地域性の考慮、複数の被害シナリオの検討等に留意する。

なお、自然現象は大きな不確定要素を伴うことから、想定やシナリオには一定の限界があることに留意する。とりわけ、津波災害は、波源域の場所や地形の条件などによって、発生する津波高、範囲等に大きな相違が生じうる地域差の大きな災害であることを念頭に置く必要がある。

また、地震を原因とする津波だけでなく、大規模な地すべり等によって生じる津波もありうることに留意する。

2 想定される津波と対策の考え方

(1) 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波

あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大な津波を想定し、住民等の生命を守ることを最優先とし、住民の避難を軸に、とりうる手段をつくした総合的な津波対策を確立する。

(2) 最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、大きな被害をもたらす津波

人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設を整備し、津波からの防護を図る。

(3) 津波地震や遠地津波

必ずしも揺れの大きい地震を伴わない津波に対し、「最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、大きな被害をもたらす津波」と同様、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設を整備し、津波からの防護を図る。

女川町国土強靱化関連計画等一覧

関連計画等

番号	計画等の名称
1	女川町総合計画2019
2	女川町地域防災計画
3	耐震改修促進計画
4	下水道ストックマネジメント計画
5	出島架橋整備事業
6	浦宿地区道路改良事業
7	狭隘道路・行き止まり道路改良事業
8	道路維持事業
9	冠水及び洪水氾濫対策事業
10	小河川維持事業
11	橋梁耐震化計画
12	橋梁長寿命化修繕計画
13	トンネル維持管理計画
14	大沢林道国土強靱化整備事業
15	漁港機能増進事業(飯子浜)
16	基盤機能保全事業(女川町管理漁港)
17	水産生産基盤機能保全事業(万石浦(針浜・大沢地区))
18	隆起災事業
19	女川町教育大綱(女川町教育振興基本計画)
20	女川町学校施設長寿命化計画(令和3年3月策定予定)
21	女川町総合運動場施設整備計画
22	女川町体育施設長寿命化計画(令和3年度実施予定)